

令和6年6月愛荘町議会定例会会議録

令和6年6月11日（火）午前9時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 5号 令和5年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第36号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第38号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正 利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君 |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君 |
| 5番 村 西 作 雄 君 | 6番 村 田 定 君 |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君 |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すすみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君 | 14番 森 野 隆 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	有村国知君	副町長	杉本甚治郎君
教	育	徳田 寿君	兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
	長	西川傳和君	兼會計管理者	生駒秀嘉君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金、定額減税一体支援事業推進室長事務取扱 福祉政策監兼健康推進課長事務取扱 兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱		木村美紀君	兼産業政策監	北川三津夫君
経営戦略課長		田中孝幸君	兼商工観光課長事務取扱	山本拓也君
福祉課長		小林充周君	くらし安全環境課長	増居志穂君
住民課長		楠 真二君	子ども支援課長	藤澤雅史君
農林振興課長		阪本 崇君	税務課長	羽田順行君
学校教育担当課長		奥村 晃君	建設・下水道課長	中村誠司君
生涯学習課長 兼国スポ、障スポ開催準備室長		水谷徹也君	給食センター所長	三浦寛二君
			図書館長	

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日6月10日に引き続き、3名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 河村善一君

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一。一般質問を行います。4つの項目について、1、2024本屋大賞『成瀬は天下を取りに行く』に学ぶ、2、愛荘町の郷土読本について、3、「健康元気もりもり教室」と「居場所事業」の存続を求めて、4、「お腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議」を受けてについて質問します。一問一答でお願いいたします。

1、2024本屋大賞『成瀬は天下を取りに行く』に学ぶ。

2024本屋大賞が4月10日に発表され、宮島未奈さんの『成瀬は天下を取りに行く』が1位に選ばれました。テレビでも紹介されました。

私が知ったのは、その後の4月19日の新聞の滋賀版で、「本屋大賞宮島さん、知事と大津市長を訪問、トロフィーを持って帰ってまいりました」と大きく紹介されたもので、4月18日に三日月泰造知事と佐藤健司大津市長とそれぞれ訪問され、面会された記事でありました。県公館では、知事と宮島さんとの写真、大津市役所ではゼゼカラポーズを決める宮島さんと一緒に、大津市長と2人のびわ湖大津観光大使と4人が並ぶ写真が大きく載っていました。その新聞記事を読み、大津市膳所を舞台にした『成瀬は天下を取りに行く』をより身近に感じ、ぜひ読みたいと思ったからです。

2024本屋大賞は、宮島未奈さんの『成瀬は天下を取りに行く』で、ありがとう西部大津店、膳所から来ました、階段は走らない、線がつながる、レッツゴーミシガン、ときめき江州音頭の短編6作品からなっています。それぞれの作品が絡み合いながら、主人公の成瀬あかりが中学2年の夏休みの出来事、西部大津店の閉店からM1グランプリを目指して結成するお笑いコンビの話、高校への入学と高校生活での全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会への出場、地元での夏祭り大会の司会などをしていく作品となっており、滋賀、大津、膳所を中心に、地域愛に満ち溢れた作品となっています。

また続編の、『成瀬は信じた道をいく』は、ときめきっこタイム、成瀬慶彦の憂鬱、やめたいクレマー、コンビーフはうまい、探さないでくださいの短編5作品で、大学を受験し、入試会場での出会い、入学してからはフレンドマートでのバイト、びわ湖大津観光大使になっての活動など、それぞれの展開が想像を絶する作品となっており、興味津々、大変面白い作品となっています。

上記の2冊を図書館で借りようと思ったところ、貸出中ですぐには本を借りることができず、やむを得ず書店で購入し一気に読みました。

そこで、次の何点かについて質問いたします。

まず、図書館長に次の点をお尋ねいたします。

本屋大賞とはどういうもので、どのように評価されていますか。お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えをいたします。

本屋大賞は書店で勤務をされている皆さんが、面白かった、お客様にも薦めたいと思われた本を投票され、選ばれる賞です。

平成16年から毎年開催がされており、今年で21回目を迎えます。議員御指摘のとおり、今年の本屋大賞は宮島未奈さんの小説『成瀬は天下を取りに行く』が受賞されました。滋賀県を舞台とした小説であり、受賞を心からお祝いしたいと思います。

なお、本屋大賞につきましては民間団体の主催する賞であり、図書館長として評価する立場にはございませんが、過去の受賞作品はいずれも今でも人気がある作品が受賞されています。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。ちょっと質問したいと思うんですけども、本屋大賞というのは1次、2次募集、選考があって、1か月ほど前から10作品についての本屋大賞を選ばれていくということになっていくわけです。この作品は1年前から出された作品であったと思います。この選ばれるタイトルの本の中に14冠というのが、14冠の賞を取ったということの14冠というのは何があるかというのは御存じかどうか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本屋大賞はノミネートされた作品の中から書店員の方々が選ばれるという選考形式を取られております。

また、14冠につきましては、本作品『成瀬は天下を取りに行く』が本屋大賞のほか、静岡書店大賞、また39回坪田譲治文学賞など、14の文学作品賞を受賞されたということで14冠とされていると聞いております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） なぜお尋ねしたかというのと、この14冠の中に学校図書館員が薦めるというところが結構多いんです。14冠のうち岐阜県の学校図書館でしょう、高校図書館員が選ぶ高校生に読んでほしい本第1位でしょう、埼玉県の高校図書館司書が選んだ一押しでしょう、神奈川学校図書館員大賞でしょう、京都府市立図書館の5つが、そういうような団体が図書館員の人が選んで、販売店だけじゃなくてこういう積み重ねであって本を選ばれてると思うんです。そういう意味においては、愛荘の図書館もやはりこういう図書をぜひ薦めたいというアピールをしてもいいのではないかと僕は思うんですけど、そのことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えをいたします。

御指摘のとおり、こちらの『成瀬は天下を取りに行く』の作品は、多くの学校図書館関係の賞、及び坪田譲治文学賞も該当しますが、図書館に関する賞も受賞されております。

愛荘町の図書館では、こうした『成瀬は天下を取りに行く』以外の作品も併せまして、定期的に展示をすることで皆さんに紹介をしているところです。また、今後、愛

荘町の学校図書館でもこちらの作品を配置し、生徒児童にも薦めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に進みます。図書館に本屋大賞の本を借りに行ったところ、2か月待ちと言われましたが、図書館での保有冊数は何冊で、現在の利用状況、予約待ち状況はどうなっていますか。お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えいたします。

受賞作『成瀬は天下を取りに行く』は、5月30日現在で37名の御予約を頂いております。

愛荘町の図書館では3冊所蔵しており、1冊当たりおよそ12名の方の御予約を頂いているところです。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） これ、どれぐらいの、2か月待ちなのか3か月待ちか、それが1つ。それと、こんだけ待たれてるならば、3冊よりも増やすことはできないのか、これは図書館の何かの規定があるのか、そこについてちょっとお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えをいたします。

現在、およそ1冊当たり、議員御指摘のとおり、2か月から3か月お待ちいただくこととなります。本作品は非常に人気のある作品でございますが、図書館といたしましては、限られた予算の中で幅広い資料を提供することも必要となります。そのため、副本の購入につきましては、予約の状況を参考にしながら慎重に判断を進めているところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に進みます。今回の本屋大賞は、膳所、浜大津、近江神宮等、私たちが知っている場所が出てくるなど、地元愛に満ち溢れた作品で、滋賀県大津を知る絶好の機会となっています。

そこで、図書館の入口で本屋大賞の紹介コーナーを設けるなどして、図書館を利用される皆さんに関心を持ってもらうことは、読書を薦める上でも大切なことと思いますが、どう考えてるかお尋ねします。

また、著者宮島未奈さんの本屋大賞の『成瀬は天下を取りに行く』を読んだ後、すぐに続編の『成瀬は信じた道を行く』を読みたくなり、購入して読みました。その後も、宮島未奈さんが書かれた作品を読みたくなり、図書館の協力を得て本を取り寄せてもらったり、新聞のコピーを取り寄せてもらったりしましたが、本屋大賞作家の作品紹介コーナーを設けるなどして読書を薦めることは大切だと考えますが、その考えはないか重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えをさせていただきます。

まず、図書館に紹介コーナーを設けることにつきましてお答えをさせていただきます。

愛荘町の図書館では様々なテーマを設定し、表紙を展示することで本の魅力を伝えるコーナー展示を実施しております。

御指摘の本屋大賞に関する展示につきましては、その年の大賞受賞作品の紹介や、その作家のほかの作品のほか、過去の大賞受賞作品の展示も併せて行うようにしており、こちらは秦荘図書館で毎年実施をしております。

今回の本屋大賞受賞作品は滋賀県ゆかりの作家であることもあり、今後、愛知川図書館でも関連する展示を開催し、利用者の皆様に読書の楽しさを伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） その後、本を、小説新潮の5月号に『やすらぎハムエッグ』、小説現代には、昨年ですけど、『ガラケーレクイエム』、また別冊文芸春秋の1月号、3月号、5月号の『婚活マエストロ』ということで、いろいろ作品を紹介されているところがあるわけです。これ、別冊文芸春秋なんかは取り寄せないとなかなか見ることにはできないというようなことになっているところがあるろうかと思うので、こういうような点は、やはりまた私もぜひ読みたいと思って図書館へ何度か行かせていただいて取り寄せてもらったりいろいろしているわけですけども、やはり読みたいとい

う作品になっていくとなると、そういうようなものをぜひ身近に知る機会を増やしてほしいなというように思います。

次に行きます。以前、愛荘町に児玉清さんに来ていただいて講演会を開催されたことがあったように、ぜひ著者宮島未奈さんをお呼びしての講演会の開催をしていきたいと思いますが、ぜひその企画検討はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えをいたします。

御提案の、著者をお呼びしての講演会についてでございますが、図書館ではこれまで、小説家や絵本作家をお呼びして講演会やワークショップを開催してまいりました。

『成瀬は天下を取りに行く』の作者、宮島未奈さんによる御講演につきましては、ぜひ開催させていただきたいところではございますが、本屋大賞を受賞された直後ということもあり、大変御多忙かと存じます。そのため、将来的に時機を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に教育長にお尋ねいたします。

著者の宮島未奈さんは、小学生の3年生のときに書いた読書感想文が褒められたことがきっかけで作家を目指したと言われております。

今、学校での読書の推進、読書感想文はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

学校での読書推進に、まずお答えをいたします。

愛荘町では、令和2年度より、町内小学校全校に図書指導員を配置し、登校日の朝8時から下校時まで学校図書館を毎日開館しております。

この結果、学校図書館の貸出冊数は令和5年度でおよそ4万6,000冊となり、図書館指導員配置前の令和元年度に比べ、163%増加いたしました。

次に、読書感想文についてお答えをいたします。

夏休みの読書感想文は、愛荘町の学校ごとに出される宿題となりますが、愛荘町の小学校では自由研究、工作、読書感想文の中から選択して提出すると聞いております。

なお、昨年度、町立図書館で小学生を対象とした読書感想文の書き方をアドバイス

する講座を開催いたしましたところ、30名の参加がございました。今後も子供たちが楽しく読書ができるよう取組を進めてまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に行きます。この本の特徴は、中学2年生から高校、大学生と成長していく過程での視点で書かれていて、幅広い読者を得ていると思います。

また、いろいろな課題を抱えながら、若者感覚での問題を克服し、地域を盛り上げようと考えておられると思うが、教育長はどのように受け止められたか見解をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、『成瀬は天下を取りに行く』、『成瀬は信じた道に行く』の登場人物たちは、時に悩みながらも人生を楽しんでいる姿が印象的であります。

この作品では、主人公の周囲の大人たちも子供たちの生き方を否定せず、成長を見守り、支えている姿が描かれております。

地域が持続するためには、子供たちの存在は欠かすことができません。作品に描かれている子供たちの、時に悩みながらもまっすぐに地域を愛し、そして行動している姿に感銘を受けました。また、私の周囲でもこの作品は話題となっておりますが、その感想が様々であることにもこの作品の魅力があると思います。

愛荘町まちじゅう読書の宣言には、「読書はいろいろな人々の思いと出会わせ、心を豊かにしてくれます」との一文がございます。

読書で得ることができる力に、読解力のほかに主人公や登場人物の心を思う想像力、作品に感動する感受性もがございます。長い人生において助けとなるであろう読解力や想像力、感受性を育むことができるよう、これからも読書活動を推進してまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 5月30日の第1回図書館協議会に傍聴させていただきました。委員の方から、『成瀬は天下を取りに行く』を愛荘町の全中学生に読ませたいという発言をされておられた委員さんがおられました。それに対して教育長はどう思われたのか、1点お尋ねしたいと思います。

第2点目、この作品の中で、小倉百人一首の大会のことが載っております。近江神宮での百人一首大会が盛大に開催されていることを知りましたし、また最近、この作

品からアニメちはやふるというアニメがありまして、本の売上も調べてみますと、2,700万部が、漫画だからトータルとしたらどうか分かりませんが、非常な売上を取っている。また、膳所高校をちょっと調べてみると、かるた部の活動は熱心に活動していることが紹介されている等々があります。そういう中では、やはり読書を引き付けていく、読書を身近に感じていく、今、絶好の機会ではないかなというように思っています。また、図書館長のときにお尋ねすれば良かったかも知れませんが、あれですけど、ユーチューブを見て、本屋大賞、宮島未奈とか出てくると、もうずらっとそれぞれの人が評価を挙げているユーチューブが結構多いんです。大体僕はそれぞれのやつを見たんですけども、非常に評価は分かれているけれども面白い、のめり込んでいくというようなことが書かれているわけでありまして。こういう機会にやはり本に接する、読書の面白さ、紙というものを紹介することもあってもいいのかなと思ったりするわけで、学校でも夏休みのぜひ薦める課題として、子供さんには買っていただく、あるいは学校図書といっても何冊かしかないでしょうから難しいですけども、やはりこういうチャンスの際に読むことは薦めることは大切だと思うんですけど、何点かについて教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えいたします。

まず、この作品を全ての中学生に読ませるかということをございますけれども、どのような本を中学生の子供たちが読むかということにつきましては、やはり一番いいのは自分が選択して、そして自分の意思で前向きに読むというのが一番理想の形ではないかなというふうに思っております。ただ、いろんな形で子供たちにこういう本は面白いよというふうなことで紹介するということは、例えば担任を通じてとか、あるいは部活動の顧問を通じてというようなこともあろうかと思っておりますので、この本は多分、紹介する教員もいるだろうと思っておりますけれども、自然な形で子供たちがこの本を手にすることが一番いいのかなというふうに思っているところでございます。

それから、今が非常に読書の面白さを伝え、そして読書に親しませる良いチャンスではないかというふうなお話でございました。本当に議員御指摘のとおり、その読書をすればするほど知的領域の好奇心というか、そういうものが広がってまいります。受験期の読書、例えば参考書や問題集を一生懸命読むというのは、その受験期が終われば当然その必要はなくなるわけでございますけれども、一般的にその読書を継続し

楽しんでですというのは、やはり生涯にわたっての学びのベースというふうになっていこうかというふうに思いますので、今、御紹介いただきましたその百人一首というようなものも、小学校でもお正月前後を中心に組みませたりしますので、いろいろな形で子供たちが読書を楽しむ、そういう環境づくりをいろいろな方々のお力添えも頂きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に、企画政策監にお尋ねしたいと思います。

『成瀬は天下を取りにいく』の本が2024本屋大賞の候補10冊にノミネートされたときから、続編の『成瀬は信じた道を行く』に出てくる13か所を聖地巡礼として、この春を成瀬に捧げるスタンプラリーとされるようになりました。スマホにまちのコインアプリをインストールして、聖地といわれる13か所を尋ね、それぞれの場所にあるQRコードを読み込み達成するというものであります。

私も2日間かけ、13か所の場所を訪ね、2024本屋大賞受賞聖地巡礼スタンプラリーを1回達成しました。しかし、1,500人をオーバーしていて、クリアファイルをもらうことはできませんでした。

このようなまちのコインアプリを企画政策監は御存じですか。また、愛荘町でのスタンプラリーはどれぐらいありますか。スタンプラリーの活用方法として、まちのコインアプリを活用しての検討をされてみてはいかがでしょうか。企画政策監に見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） まちのコインは、法定通貨である円とは換金性のない全くのオリジナル通貨でございます。お金では買えないちょっといい体験を通じて、地域や人のつながり、暮らしが豊かになるサービスでございます。

本町では、これまで実施したスタンプラリーの1つにスイーツライドが挙げられます。また、スポットとして協賛しているものでは、JAF主催の愛荘町歴史探訪スタンプラリー、近江鉄道主催の近江鉄道でゆく歴史・文化体感デジタルスタンプラリーなどがございます。

議員御提案のまちのコインを活用した町内の周遊については1つの手法として有効であると考えられることから、来訪者にどのようにインセンティブを付与していくか

も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） このスタンプラリーはスマホのカメラでQRコードを読んでも、それからスタンプラリーのそこに行った印に移っていくわけで、13か所行くとクリアされていくというような形で、それを見せてクリアファイルをもらうというふうなことになっているところがあると思うんです。私が行ったところで、お店屋さんが閉まっていたり、日曜日に行ったこともあるから、本屋さんも閉まっているけれども、玄関先はちょっとQRコードがあるから読み取ることはできるわけです。1回じやなかなかその店が閉まっていたりというところがあるで、もう一度訪ねていったりというようなこともあるんですが、気軽にやっぱり行くことができ、あそこは京阪電車に乗って何駅か、唐橋、石山、膳所本町、膳所駅、浜大津、近江神宮駅前地点で南滋賀のところまで、もう歩いていくという、車で行くとやっぱり混んでいるし、実際に行ったわけですけども、結構な人のおりもあるし、近江神宮も久しぶりに行くことによって、また訪ねてこられる人たちもそういう記念写真を撮ったり、膳所駅前の大きな看板のところから撮ったりしているわけで、やはり今の若い人たちは、スタンプを押す、そこに置いてあるということもあるけれども、こういうまちコインのことで、自分は得点貯めたやつをまた上げることもできるし、自分が体験するときを使うことができるような、いろいろ工夫がされていることがあると思うので、そういう工夫があっていいのかなと思うんで、そういう点はぜひ今後活用してもらいたいと思います。

次にもう行きますね、時間もあれですので。

宮島未奈さんの『成瀬は天下を取りにいく』と、続編『成瀬は信じた道をいく』を読んでみて、滋賀県大津膳所の物語を、主人公の成瀬が中学生、高校生、大学生と成長していく視点で、夏祭り、近江神宮での小倉百人一首かるた大会、びわ湖大津観光大使などが書かれていることが身近に感じ、多くの共感を呼んだものと思います。

愛荘町でも多くの物語があると思います。過去の物語ではなく、リニューアルアップして小中高大学生での視点、若者の視点での愛荘町の物語づくりが必要だと考えます。このことは全庁挙げての取組が必要と考えますが、企画政策監の見解をお尋ねします。

また、新たな物語でのスタンプラリー企画を公開すれば、多くの方に来ていただく

のではないかと考えますが、このことについても企画政策監の見解をお尋ねしたいと思えます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 愛荘町には、秦荘の昔話などのお話や、テレビで放映されました豆の木だいこといった物語があります。そのほか、愛荘むら芝居で上演されました愛智河架橋物語など、歴史をルーツとした物語などもございます。

来年度に開催の湖国の感動 未来へつなぐ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025では、44年ぶりに滋賀県で開催されるスポーツイベントで、現在、町を挙げて盛り上げているところでございます。

そこで、例えば愛荘町で開催する競技のアーチェリーと町内岩倉にあります矢取り地蔵にまつわる百発百中の矢の物語をつなげることで、当町を訪れる多くの選手や観客にアーチェリー競技の観戦と地域の周遊といった新たな観光の取組としての可能性があるのではないかと考えます。

このような取組については、若者だけでなく、地域の皆様のアイデアや想像力が新たな地域おこしを促すものと考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 『成瀬は天下を取りにいく』ということで、非常に膳所、あるいは大津、滋賀県が非常に盛り上がっていると僕は思うんです。こういう機会に我々もそれに学び、愛荘町を盛り上げるためにどうしていったらいいか、あるいはどういう力を借りていったらいいか、どういう物語をつくっていったらいいかということに今後課題があろうかと思うので、そういう点については共に頑張っていきたいと思えますし、我々議員もできるだけことは努力していきたく思いますので、企画政策監のほうでこういうところ、まちコインのところ、あるいは企画、仕掛けをしっかりと考えていただきたいと思えます。

次に進みます。愛荘町の郷土読本についてお尋ねいたします。

今回の本屋大賞の『成瀬は天下を取りにいく』の本を読みながら、愛荘町の郷土読本はどうなっていたのかなと思い、質問させていただきます。

郷土読本については、令和5年度の予算で郷土読本わたしたちの愛荘町事業として予算化されていて執行されていると思えますが、その実施状況をお尋ねいたします。

以前は本での配布でしたが、今回から電子ファイルでの配布とお聞きします。配布時期はいつで、対象学年、対象人数は何人で、いつまで見ることができるのか、年次ごとに説明していただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

郷土読本につきましては、子供たちの1人1台端末から閲覧できるよう電子書籍化し、令和6年4月から運用を始めたところでございます。

対象学年は、令和6年度では小学校3年生及び4年生、令和7年度から令和9年度までは新3年生に順次ライセンスを付与することとしており、それぞれ小学校6年生まで閲覧することが可能でございます。

また、対象人数は令和6年度で3・4年生の465人、令和7年度で3年生から5年生の652人、令和8年度で3年生から6年生の841人、令和9年度で3年生から6年生の871人となっております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 以前、本でやったときの『わたしたちの愛荘』、この本があるわけですけど、内容を見てみると大変分かりやすく、愛荘町、近隣のこと、滋賀県のこと書いてあります。愛荘町を知る最適な教材と思うので、図書館で置くかインターネットで閲覧できるようにできないかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えいたします。

郷土読本は本町の小学校3・4年生が社会科の学習で使用する副読本として、愛荘町の様子や生活との関り、歴史について分かりやすく学ぶことができるよう編集しており、成果物として電子データを納品いただいておりますので、製本したものを図書館に置くこと、インターネットで閲覧できるようにすることは可能でございます。

一方で、あくまで授業での使用を目的に写真等を掲載しており、その一般公開に当たっては、著作権、商標権、肖像権、その他の権利について一定の整理が必要であります。

これら権利関係の諸問題を整理しつつ、教育委員会といたしましても、愛荘町を知ってもらえる実用的なツールとして、郷土読本が多くの方々の手に取っていただけるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） この郷土読本は、結構大きい字で書いてあって分かりやすく写真も載っている、これが本になってるんだらうと。ほんで、写真も差し替えられているんだらうと僕は思います。結構、分かりやすいんですね。働く人々が変わってきた、暮らしを守る健康で住みよいことはどうしたらええかとか、私たちの滋賀、愛荘町の歴史を訪ねて、歴史とか愛荘町を知る、愛荘町の要覧みたいなことが書いてある。分かりやすく書いてある。だから、そういうようなものが非常に分かりやすいので、やはり愛荘町に住みたい、あるいは来たいと思っていただく方にはぜひいいのではないかなというように考えますので、図書館とか閲覧できるようにぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。3番目、新しく愛荘町に転入してこられた方に、愛荘町の生活・文化・歴史などを知ってもらう書物として郷土読本は最適と思いますが、転入者に渡すことはできないか、企画政策監にお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） かつてNHKで放送されておりましたテレビ番組、池上彰さんの週間こどもニュースは、1週間に起こった出来事などを子供たちに分かりやすく伝えるニュース番組として話題となりました。その話題の本質は、難しい出来事や経済の仕組みなどを子供目線で分かりやすく整理されていたために、実は大学生や大人の視聴者が多かったと言われております。

そのような意味では郷土読本も同じ性質のものと考えられるため、子供に限らず転入者をはじめ、町内の企業等でお勤めの大人の方々にも愛荘町をよりよく知っていただくためのツールになるものと考えております。

議員の御提案を踏まえ、教育委員会とも調整の上、前向きに検討してまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ぜひお願いしたい。新しいものを作るといったら大変なことだと思うんですけど、ひとつこれが基礎にあるので、分かりやすく僕は理解していただく、愛荘町を知ってもらうのに一番いいのかなと思いました。

次の質問に移ります。3問目、健康元気もりもり教室と居場所（外出）事業の存続を求めてお尋ねいたします。

令和4年10月号の広報あいしょうで、特集、福祉から地域共生社会を考えよう！～誰も取り残されない。みんなが主役の社会へ。～の中でが特集とされていました。健康元気もりもり教室と居場所（外出）事業等が紹介されていました。

その中では、健康体操を中心として健康元気もりもり教室に買物などの外出支援や脳のトレーニング問題などに取り組む居場所事業をプラスし、あなたの1日プロデュース事業として多くの方に参加いただいています。

健康元気もりもり教室が、スポーツ庁長官室伏広治氏のスポーツによるまちづくりの先例事例30自治会の1つに選ばれました。評価されたのは、全国にも少ない高齢者健康づくりの継続です。

今年のあなたの1日プロデュース事業の募集チラシでは、健康元気もりもり教室では筋トレ、ストレッチ等の体操を通したカラダの健康、居場所（外出）事業ひだまりでは、新しいレクリエーションによる仲間づくりの場、買物や季節のうつろいを五感で感じる外出を通したココロの健康の維持、増進を提供しますとあります。

実際、町内にお住まいの65歳以上の高齢者の方が募集をされていて、健康元気もりもり教室は月曜日から水曜日はいきいきセンターで、木・金は愛の郷で開催し、居場所（外出）事業ひだまりは月・水・金に開催されています。

そこでお尋ねします。

健康元気もりもり教室と居場所（外出）事業ひだまりの参加人数と具体的な活動内容はどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

高齢者のカラダの健康とココロの健康づくりの推進を目的として実施しておりますあなたの1日プロデュース事業につきましては、愛荘町社会福祉協議会のトータルコーディネートのもと、町の介護予防と仲間づくり、生きがいつくりの中心となる事業に成長いたしました。

健康元気もりもり教室については、5月末現在で登録者数が149人となっており、月曜日から金曜日までの曜日ごとに、ヨガを中心とした健康体操に取り組んでいただいています。会場までの送迎が必要な方は35人おられ、シルバー人材センターのドライバーによる送迎サービスを提供しています。

また、居場所事業については、5月末現在で登録者数が84人、送迎が必要な方は

11人で、自分たちで企画したものに取り組んだり、子供たちの参加による縁日を開いたりするなど、楽しい時間を過ごしていただいています。月に一度の外出支援は特に好評で、金剛輪寺等の観光地散策は人気があり、ヘルスツーリズムの体感も兼ねた取組となっています。

これらの事業は、地域資源を巻き込んだ愛荘町の地域共生社会の在り方を提言するものであり、令和5年の区長総代会や民生委員児童委員会定例会でも取組内容を紹介させていただいているところです。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に質問します。参加されている複数人数からお聞きしましたところ、「大変楽しみにしている」、「自分の集落だけでなく多くの町民の方と触れ合うことで元気が出てきます。これがなくなると行く場所がなくなる」等の御意見でした。また、運転免許証を返納した人も、「玄関先まで迎えに来てくださるので安心です」との御意見を頂戴しました。

私も実際に参加させていただきましたが、元気に皆さん頑張って体操されていました。この事業について6年度以降も存続してほしいと、参加されている方々から強い要望を聞いていますが、町はどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えいたします。

町におきましても、地域での取組へ移行することが難しく、町による事業の継続実施を要望するお声をお聞きしております。愛荘町の令和4年における要介護認定率は17.5%で、県の18.0%、国の19.1%と比較しても低い率となっています。このことは、高齢者の健康意識の高さと町の取組がうまく連動しているものと捉え、健康元気もりもり教室や居場所事業がその一翼を担っていると考えます。

地域での取組については、会場や指導者の確保、実施方法などについて課題があり、移行事例としては現在、1集落で健康体操を開催しておられることにとどまっています。

こういった状況を十分考慮した上で、令和7年度からの事業の在り方を検討する必要があると認識しております。実施方法を工夫すること等はもちろん、財源を確保することも事業継続の重要な要素の1つであり、町では県要望の中で高齢者の健康づく

りに関する財政支援を求める準備をしています。

今後は、地域共生社会の実現を目指した地域の取組の推進の継続と、誰も取り残されることのないまちとしての取組の両輪で、高齢者の健康づくりの在り方をデザインしていくことが肝要であると考えます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 参加されている地域の方から、それぞれの御意見を聞く機会、また、どうですかということをお聞きしたら、非常にもう毎日の生活のリズムというか、1か月のリズムになり、毎週のリズムになっているという御返事でございましたし、非常に楽しみに元気でわくわくされているようなことがお伺いすることができました。私も健康体操に行かせていただき、また5月下旬は彦根のバラ園へ見学に行くというか散策するというようなことで、それは行きませんでしたけれども、いきいきセンターでの居場所、愛の郷での居場所。愛の郷では男性の方も参加されていて、マーじゃんをされるチームがあったり、将棋をされるチームがあったり、また脳トレをされるチームがそれぞれあって、本当にこの時間、1時間前からでも参加して来られるのをお待ちされてるようにお聞きすると、非常に楽しみにされているんだなというように思いました。そういう意味では、ぜひ楽しみにされている人たちのためにも存続を求めていきたいと思っておりますので、しっかりと県要望、あるいは国への要望があるならばお願いしておきたいと思っております。

次の質問に行きます。

4番目、「お腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議」を受けてであります。

昨年12月の定例議会で可決された愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議について、6年度に入って大きな動き、変化はありましたか。お尋ねします。

今回の妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議では、1、授かり誕生するお腹の赤ちゃんは町の宝として迎えること、2、子供の誕生を願う人には希望が叶うように支援すること、3、赤ちゃんが無事に誕生するよう、しっかりと育つ環境をつくること、4、胎児期の語りかけ教育を推進すること、5、赤ちゃんの元気な産声を、笑顔が溢れ子育てに喜びを実感できるまちを目指すこと、家庭・地域・学校・行政・町民みんなが手を携え、地域全体で妊婦とお腹の赤ちゃん・子育てを応援する

まちを目指すとあります。

これらの応援宣言に関する決議に盛り込まれた内容について、現在、町の取組状況はどうなっているか、福祉政策監にお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答えいたします。

令和6年3月定例議会において、町で実施している妊娠期から出産・子育て期の事業について御答弁させていただきましたが、現在も妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業として、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援のため、各事業を実施しております。

議員御質問の応援宣言を盛り込んだ内容につきましては、こんきくらぶの令和6年5月号の、地域で一緒に育てよう子育て応援特集において、妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言のまち愛荘町として妊娠おめでとうグッズ、豊富な施設数の子育て支援センターを紹介いたしました。

また、滋賀県が発行しておりますしがっこパスポートの愛荘町の紹介にも、応援宣言を掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ぜひ、あいしょうの広報の中でも紹介してもらいたいと。

こんきくらぶとか、それはされることは否定はしないですよ。やはり愛荘町の広報の中でもしっかりと入れていただきたいと思いますし、そういう記事の掲載を特集としても求めていきたいと思っております。

第2点目、愛荘町での妊娠期から出産・子育ての支援の事業についての取組については、3月定例会で問い、説明を受けましたが、それらの内容を分かりやすく町民の皆さんに分かりやすいよう資料を作ってもらいたい、できるようにお願いしたいと思います。

それに合わせて、せつかく12月議会で妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する決議を載せて、町執行部と町議会が一体となって、愛荘町では妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言の事業に取り組んでいることを町民へのアピール、国と県へのアピールとしていきたいと思っておりますが、福祉政策監の見解をお尋ねしたいと思います。

ます。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 町では、子育てチラシに付いているQRコードからアクセスできる子育て応援サイトで、年齢別、目的別に子育てに関する必要なサービスや新着情報が見られるようにしております。

また、母子健康手帳をお渡しするときや新生児訪問をするときなど、その時々に応じて必要なサービスや情報について、1歳までの赤ちゃんカレンダーやスマイル手帳等を活用し、個別にサービス等の紹介をしております。そのため、新たに資料を作成するのではなく、現在、多くの子育て期の親御さんが活用されております子育て応援サイトの情報の更新や、どなたが見ても分かりやすい子育て応援サイトになるよう工夫をまいりたいと考えております。

また、県や国へ積極的にPRすることについては現時点で考えておりませんが、今後も住民さんにとってよりよいサービスが提供できるよう熟考してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 最近聞いた話で、ある学校の先生にお話をしている中で、最近やはり若い人たちが住むのはどこがいいという話題になったとときに、多賀町と愛荘町というようにお聞きしたことがあるんです。最近、多賀も非常に熱心に受入れをされているし、若い人たちの受入れを求められているということをお聞きいたしました。愛荘町ももっともっとやはり好かれるというか、愛荘町へ行ってあそこへ住みたいよねと、住んで良かったよねというように、若い人たちに支持される愛荘町であるべきだと僕は思っています。そういうようなことは、やはりこういう赤ちゃん、あるいは子育て宣言に力を入れている住みやすいまちづくりだということは、やはり支持されるポイントだと僕は思うので、もっと積極的に取り組んで進めてもいいのではないかなと。せっかく、議員の全員が応援宣言を支持していこうということで宣言されているわけですから、子育てにはやはり自信持って進めていただきたいと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

次にもう進みます。3番目、愛荘町議会での決議後、愛荘町議会での取組について

報告する機会がありました。私が報告する機会があったということでもあります。また、国会議員、県会議員、市町村の議会議員の先生方に会う機会に、愛荘町での決議文とそれに関連する資料をお渡しすると、非常に興味を持ってお話を聞いていただきました。町としても、国と県に対し、愛荘町でのすばらしい取組についてもっともっと自信をもってPRしていただきたいと思いますし、予算要求して、予算要求というのは県とか国に対するもっと支援をしてもらうというようなところがあってもいいと思いますが、福祉政策監の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 滋賀県は、SHIGA SMILE BABY PROJECTとして、滋賀県で生まれた赤ちゃん、産み育ててくださる御家族の皆さんに、おめでとう、ありがとうの思いを込めて、ありがとうの贈り物を届けられています。

愛荘町においても、妊娠おめでとうグッズとして、お腹の中の赤ちゃんの誕生におめでとうのメッセージを込めて、近江の麻のタオルや歯ブラシ、妊婦歯科検診無料券をお渡ししております。

このように、県・町、それぞれが同じ思いのもと、妊婦と子供に優しい施策を実施している現状を踏まえて、県と一緒に、妊娠・出産・子育て応援していける機運や体制づくりを協働で行っていくことを訴求するとともに、財源についても県の担当部局等々と競技の機会を持ってまいりたいと存じております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） しっかりと届けてもらいたいと思いますし、やり方、愛荘町はそんなこと取り組んでいるかという説明して初めて知っていただくということになっているので、もっと愛荘町はこういうことに取り組んでいる、こういうことで頑張ってますよということは宣伝していただけたらいいと僕は思います。

最後になりますが、そのためにも愛荘町が妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言を決議した町として、看板設置をして大きく宣伝してもらいたいと思いますが、その見解をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 先ほども御答弁させていただきましたが、町では妊婦とお腹の赤ちゃん

ん応援事業として、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を丁寧に行わせていただいております。

応援宣言の看板が大きく宣言するというのも良いと存じますが、今、目の前にいらっしゃる住民に寄り添い、必要なサービスや子育ての情報を迅速かつ的確に提供することに注力することが求められていると考えております。

つきましては、まずは妊婦とお腹の赤ちゃんに優しい子育てしやすいまちであることを実感していただける状況をつくり出すべく、今後も地道かつ確実な活動を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 看板をなぜ言ってるかといったら、昨年に倉庫にしまった看板が僕はあるんじゃないかというように思ってるから言ってるところもあるわけですが、やはりせっかくある看板を倉庫に眠らすことなく、それを活用して大いに宣伝する、あるいは住みやすいまちづくり、子供ウエルカムだと、赤ちゃんウエルカムだというようなことをやっていくなれば、やはり今の少子化対策、今、愛知川小学校でも、クラスが3クラスだったのが2クラスになるわけですよ。6室空いてくるわけですね。そのものを埋めよということはないですけれども、新しい設備投資は要らなくて、やはり子供が減ってくる問題は大きな問題に我々は直面していくと思います。看板1つでも、やはり愛荘町は子供たち、住みやすい赤ちゃんの町だということで大いに宣伝していただきたいと思ひまして、もうこれ以上のことは求められないと思ひますけれども、設置要綱、今後の今の工事が終わった後は検討していただきたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） これで、10番、河村善一君の一般質問を終わります。

◇ 小菅久宣君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。2番、小菅久宣君。

2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。一般質問をします。大きく2項目について、農業振興について、また愛荘西部地域振興整備室へ（仮称）というところで質問させ

ていただきます。

まず最初に、農業振興。農業における物価高騰と日本の経済状況。

日本の経済はコロナ禍を乗り越え、緩やか回復基調を取り戻してきているが、物価高騰、円安等の影響により、個人消費等の落ち込みが続き、経済の停滞が長期化している。高い水準で物価の賃上げの伸びが追いつかず、家計費を圧迫している状況である。

こうした中、令和6年6月より定額減税を実施し、物価上昇を上回る所得を必ず実現する、来年以降も賃上げを必ず定着させるとしている見通しは不透明である。

農業においては、物価の上昇や円安等の影響は、世界的に食料・エネルギーをはじめとする様々な物価の価格高騰し、原料の獲得、国際競争を更に激化し増している。また、歴史的な円安により、原材料や原油等の輸入価格は高騰し、生産費を大きく影響していると。

特に、円安は原料・原油等、運賃高騰で生産費における肥料等の価格高騰の高止まりは営農活動に大きく影響する。生産コストの上昇分を農産物価格を十分価格転嫁できない状況であることについて、3月議会に一般質問において恒久的な施策をお尋ねしました。

答えとして、今年度は農業再生協議会では化学肥料に頼らない生産を定着させるため、化学肥料低減対策事業により、緑肥種子の購入や国内資源を活用した堆肥の散布機の導入の支援をしており、一時にとどまらない国際価格の変動を受けづらい生産体制の普及を推進してまいりますという答弁でした。

緑肥等の購入費、国内、生産活用をした堆肥の機械の導入などの支援について、どのような推進体制でどのような結果だったのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 化学肥料低減定着対策事業は、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料の使用料の2割低減に向けた取組の定着に向けた地域の取組を支援するものであり、緑肥種子の購入費や国内資源を活用した堆肥等の散布機、肥料を効率利用のできるスマート農業の導入に対する補助を実施しました。

令和5年度の実績として、緑肥種子の購入費補助2件、国内資源を活用した堆肥等の散布機補助の3件、合計5件、約127万円の補助金の交付となりました。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） もう一つ、恒久的な生産コストの低減に向けた、コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業を実施しており、実需者のニーズに対応するため低コスト生産の普及に推進しますという事業の中で、コメ新市場開拓等促進事業、また畑作物産地形成促進事業を実施した低コスト推進の仕方、また体制についての結果をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） お答えします。

コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地化形成促進事業は、新たな事業拡大が期待される作物生産へと転換、誘導するため、実需者ニーズの対応に必要となる低コスト生産等の取組を行う場合、取組面積に応じて助成される補助事業となります。

国の補助金である水田活用の直接支払交付金のメニューの1つであり、愛荘町農業再生協議会で事前に取り組み、生産者を取りまとめ、国の予算の範囲内で採択者が決定されます。

令和5年度については、コメ新市場開拓等促進事業については22名が採択、畑作物産地化形成促進事業については1名が採択され、低コスト生産等の取組が実施されました。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 町では2年目となる農業経営安定対策補助事業を受け、あらゆる生産リスクを含めた収入保険の加入促進と農業者の負担を軽減するため、農業経営安定の継続の支援をしておりますという答えもありました。

収入保険の推進と農業者の軽減を進めるため、農業経営の安定と継続の支援の内容と推進体制をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） お答えいたします。

頻発する気象災害による演芸施設、農作物の被害並びに肥料、飼料等資材価格の高騰による農業者への影響が広がっている中、持続的で生産性の高い農業を実現するため農業経営対策補助金を設け、あらゆる生産リスクの備えとなる収入保険の加入促進

と農業者の負担軽減を進め、農業の安定のための支援を行いました。

事業内容は、収入保険事業に係る掛け捨て保険料の対象経費の2分の1に相当する額とし、1経営体10万円を限度とするもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したものです。

令和5年度の実績は32経営体で、157万8,800円の補助金を交付いたしました。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。次の質問に行きます。燃料や資材高騰の影響はあらゆる産業が及んでいることから、国の経済施策を期待しておりますが、町では引き続き消費者との需要に即した低コストでの効率的生産を推進しますというような回答もありました。消費者に即した低コスト、効率的な生産推進体制の結果はどのようなだったのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） お答えいたします。

国が実施するコメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地化形成促進事業について、愛荘町農業再生協議会から生産者へ事業内容等の案内を実施しております。

コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地化形成促進事業の取組結果については、さきの答弁でお答え申し上げたとおりであります。今後も引き続き低コストで効率的な生産に向け、国、県の事業等を注視しながら、生産者へ案内を実施し、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、質問4つさせてもらって、4つ回答を頂きました。これ皆、大概、再生協議会の中の国の事業がこの愛荘町の事業としてこういうふうの流れできているというところ、またこれを使われる方が何人おられて、ほかの方にはそのメリットがないというところ辺、総体的な農家自体にしっかりとした支援というのができてないのが今現状かなと思います。種子を買わはる人、機械を買わはる人は、この国の流れの事業で良かったねというところはあります。また、輸出米をやらはる人に対しては良かったねですけど、またほかの体制にはそういう支援

ができてないよねという。コメの価格は低迷して、生産調整は必ずしなさいよ、そこで需給を合わせなさいよという中での再生協議会ですので、その辺をもっとしっかりと、受ける人だけじゃなくて、もう手挙げてみんなに渡るようなことで農業施策を打ってほしいというのが私の今の考えです。

次の質問をいたします。農業の継承と人材育成。

農業の継承や農業の新規参入者は、自らの仕事として農業者自身の責任において、継承、人材育成をしなければならないが、社会構造がこれだけ変化し、時代と意識が変わればやっぱり社会問題です。個人農家が家業が生業でなく、農地の拡大集積において集落営農と認定農業者に町の7割の面積が移り、営農経営がなされ耕作されております。農地の維持管理を、物価高騰の中、経営しなければなりません。農業者自身も年齢層も高く、待ったなしの継承、人材育成です。また、集落、自治会活動にも関わってきます。町の人材育成についての試み、体制についてお尋ねいたします。

問い、家業である農家は、生業で小さな子供の頃から家の手伝いにおいて自然と体験し見習経験をしながら継承されてきました。今や、家では経験手伝いはあまりないです。小学校の田植体験や学校現場での体験や食育の場として大切などころになっていきます。教育の中での食育、農業体験の学習についてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、子供たちにとって今や家庭で農業を経験することはほとんどなく、幼稚園や小学校での田植や稲刈り体験等は大変貴重な経験となっております。

現在、町内の幼稚園や小学校では、生産者やPTA、地域ボランティアの方々等と連携しながら、田植体験や稲刈り体験学習をしております。

また、米作り体験以外にも、サツマイモ、大根、山芋等、地域の農産物、特産物の栽培や調理などの体験を通して食の大切さを理解するとともに、自然の恵みや各種様々な事業者の方々をはじめ、食に関わる全ての人に感謝する心を育みたいと考えております。

今後も、農業体験や地場産物を通じた交流などを確保しながら、食から学ぶ健康づくり、ひとづくり、まちづくりの推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。田植体験、小学生等々、またこの間、秦荘中学でしたか、市村の農場のほうに3名の中学生が乳しぼりやら餌やりやら、そういう体験で来られてたのも大事な職場体験かなというふうに私も感じてました。また、農遊倶楽部という認定農家の組織の中でも、保育園の5歳児を中心とした形の中で、愛荘町が合併してからもうそろそろ20年になるのかな、合併した当時の初代、私、2期4年の会長もさせてもろうております。その当時から、もう5歳児が幾つになったのかなというところ辺までのそのときの思い出もいっぱいあるんですねけど、こうして続けさせてもらってるのも農遊倶楽部組織の中の1つかなというふうに思ったりもしますし、また幼稚園のほうはJAの触れあい活動の中でサツマイモの体験もさせてもろうてますし、やっぱりその収穫体験のときに来てもらったときも、やっぱりこちらが手伝わな芋は引っこ抜けななんですけど、やっぱり大きい芋が出てくると、感激と「大きくなったね」という部分と、またここで保育士さんの「カメラ、こっち向きや」というところ辺が特に微笑ましくて、お家に持ってこられてくるという、やっぱりそういう体験というのは小さい頃から大切やなという部分の中で、続けていかなくはないというふうに思ったりします。そういうことも、やっぱりこれから教育の中で何らかの形を続けて体験して、その中から1人でも2人でも農業に関わってもらえば、こんな人材育成に対しての暗いことはないんですねけど、どっかで帰ってきてほしいなというふうに思ったりもします。

次の質問に行きます。前段でお話しした事柄であります。農業者自身、年齢層も高くなって、待ったなしの継承、人材育成です。農業の継承、人材育成について、農業振興を進める上での何らかの施策をお聞かせください。これは、集落、自治会活動にも関わってきます。

よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 農業の高齢化の原因と挙げられる1つの要因は、後継者不足です。この後継者不足は、当町のみならず全国的な課題となっています。

国では、大規模災害、地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退等に対応するため、食料、農林水産業の生産性向上と持続性の両立を目指すみどりの食料システム戦略によって、持続可能な農業、農村を生み出そうとし

ています。

今後、国が実施する全ての補助事業で環境負荷を低減される取組や実践において、報告が義務化されるほか、農村まるごと保全向上対策や環境保全型農業支払い、機械、設備等の補助事業を通じて、地域や集落ごとに取り組んでいただくことになります。

また、今年度末までに取り組んでいただく地域計画は、農業者の減少が進む中で、農地を後世に残し農業を効率的に営んでいただくため、全ての集落や地域において将来の農業の在り方を話し合い、目標地図によって将来の農地利用の姿を明確化する計画です。

目標地図を決めることで、効率化、集約化された農地の借地が進んでいくことを目指しており、後継者がいない農地を誰が担うか、将来の地域農業はどうあるべきかを数年ごとに話し合っただけでいただくことが必要です。町と農業委員会は計画に向けた地域ごとの話し合いを関係機関とともにサポートしてまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今の答弁で人材が生まれますか。地域計画で人材生まれますか。その辺、私ちょっと、やっぱりそういう仕掛けをせんことには、今の状態、高齢化していくばかりやなという部分があると思います。国の施策の中の今できる話の中でのこの答弁やったかなと思うてるんですねけど、この前、私のところに、今、指導農業士会という、市町が推薦して県が認定する組織があります。滋賀県で毎年30人ぐらいの方が農林水産部のほうに入所されます。そのうち、農業してない人がいっぱいいます。その中で2日間農業体験をということで、これ私、6年させてもろてます。愛荘町の中でもこういう職員さん、ここ農村集落でありながら、そういう農業の体験、小学校の頃からのやっぱりそういう部分、職場に入ってからのもたそういう部分、新採で入った人を職場体験さすというようなことも考えるべきではないのかなという、そういうところ辺から、農業はやっぱり国の流れだけやなしに、自らが生んでこんならん大変なところやなというところが出てくるのかなというふうに感じますし、その辺がしっかりと人材育成につながっていくような形、人づくりをせんことには人材育成につながりません。私の農業してる中で、4人来てもらってます。けど、その人たちは皆、農業に関わってなかった人ばかりです。家には田んぼ全然ありません。そういう中ででも農業に関わろうという人がいるんです。だから、

そういうような人を、集落営農の高齢化にも関わってくるけど、そういう中に入れてくるといシステムをやっぱり作らんことには、人材育成にはつながらないのかなというふうに感じます。その辺のところ、政策監どのように感じられますか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 小菅議員、ありがとうございます。

ただいまも申し上げていただいたとおり、地域計画というようなところに関しましては、将来の農地の在り方であるとか、そういったところを明確というか、計画を立てていくというようなところで、そこがその農業をしていく方につながっていくかというようなところのことであったかなと思います。

このことについては、やはり今、農業には将来があるんだよというようなところ、先があるというようなところで見える化することによって、またその農業を魅力あるものというようなところの部分もその人材を取り入れてくる一つかなと思いますが、先ほどの答弁のところでありました、特に教育の中であるとか子供たちがいろんな体験をしていく中で、農業というのは面白いんだというようなところを感じていただいて、1人でも農業に携わっていただけるというようなところのきっかけづくりが必要であるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 次の質問へ行きます。土地利用型農業への人材育成は新規参入が特に難しい、集落との関わり、経営の面積の集積、多くの作業別機械、高価な機械投資、施設投資が必要となります。そのような現状人材育成のお考えを土地利用型でお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 愛荘町が策定した農業経営基盤の強化に関する基本的な構想で、経営基盤の強化や次世代への継承として土地利用型農業についても記しており、地域や集落との関係を良好に保ちながら農地の利用調整を図ることとしています。

また、ほ場の大区画や水田の汎用化による水田野菜等の導入や、スマート農業技術の導入等の取組において、効率的で生産性の高い農業を推進し、持続可能な地域農業

の実現に取り組んでまいりたいと考えています。

新規就農者に係る農地の確保は、町農業委員会、農地中間管理機構が役割分担をしながら取り組むとともに、効率的かつ安定的な農業に発展できるよう、県、JA等が連携して普及を推進するものです。

就農後においては、早期の経営安定に向けた栽培技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導、研修などの支援を講じるものとします。さらに、独自に自営する青年に対しては、経営開始資金の補助や無利子の青年等就農資金の利用が図れるよう、支援に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今おっしゃられた内容は、新規参入者がいてからの話であって、新規参入者をどないするかという話を質問したんです。この間、農遊倶楽部の役員会がありました。その中で、サツマイモ植え、今度6月の日も決まりましたんやけど、その中で最後の話で、「サツマイモ植えもええけど人材育成違うの」という話を、70代、80代の方から言われるというのを、集落営農は特に高齢化が進んでおりますので、その部分、「サツマイモ植えもええけど人材育成やで」と言われたら、やっぱり所管してる農林振興、人材育成についてもっと考えていかんことには、人を入れることを考えんことには、当たり一遍のこういうような手当していくという事業よりも、どうして入れてくるかということを考えんことには駄目なのかなというふうに私は今、そういうふうな答弁の中で感じました。そのことについてお考えをお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） お答えいたします。

今ほど小菅議員おっしゃっていただくように、新規参入者がいてからというようなところのいろいろな施策というところ、こういったところについてもやはり農業に関して、国に関して、やはり予算については5年から6年について予算もアップしているところでありますし、農業が魅力あるというところを伝えていかなければ、そういった新規の方の参入もないのかなというふうに思いますので、その辺につきましては農林振興課等もしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。役員会の中で70歳、80歳、もう会長は80幾つになってはんにやけど、その人たちが人材育成やと言わはる以上、やっぱり人材育成についての施策を考えてもらいたいの、この私の質問の1つです。

次、行きます。持続可能なまちづくり。今日の現状は、社会構造の変化によるもの、農政が誘導した結果です。個人の問題でなく社会問題として考えるべきです。まちの多面的機能の維持、農村環境の維持、農村集落機能、自治会組織の運営にも関わった案件です。しっかり向き合わなければなりません。持続可能なまちづくりについてのお考えをお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 持続可能なまちづくり、これは行政が追求していかなければならない終わりのない命題であり、その答えは様々であると考えております。そのため、企画政策監としての考えを述べさせていただきます。

5月末に福島県いわき市のニュースを拝見いたしました。いわき市は市内にある公民館や運動施設など1,300ほどの公共施設のうち半数近くのおよそ630施設について、2060年頃までの廃止を検討するとの計画を発表されました。

その理由として、対象となる施設の多くが築40年以上と老朽化が進んでいるほか、2060年には市の人口が17万人余りと、現在の半数近くに減ると予測され、維持するための財源も大きく減ることが見込まれることなどを挙げられております。

市は、今後、市民と意見交換をしながら、実際に廃止するかどうかを検討するとしていて、これからの時代に必要な機能や施設の在り方を考えていきたいと述べられておりました。

このニュースを見た際に、どの自治体も同様で、愛荘町も必ず直面する課題であると実感したとともに、住民の皆様こそ我が事として負担と受益を含めて愛する町の未来のあり様を考えていただくことが重要と改めて感じたものでございます。

コロナ禍が1つの契機となり、価値観は多様化し、新たな生活様式が定着いたしました。人口減少社会の到来も同様で、社会の在り方が大きく変容していくことが予測されます。

これまで維持してきたものを単になくすのではなく、住民の声を聞き、例えば小さくつくり替えていく、スマートな機能につくり替える、人が減り、まちの機能も減り、

まちの価値をどんどん下げていくことだけは避けなければならないと考えております。

そのためにも、住民の参画力、これがこれからの自治体の魅力になると考えており、住民に住み続けたい、住んでみたいと思っただけのまちをつくることこそが、持続可能なまちづくりであると考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。私はちょっと質問の中で、農業振興の中の持続可能なまちづくりで、多面的機能農村環境の維持、農村集落というような質問を私はさせてもらったんですねけど、ちょっと面談のときとの感覚がちょっと違うんじゃないのかなというふうに感じました。

その中で、私は今、持続可能なまちづくり、いかにこの農村集落を続けていくかということ、何を聞きたかったのかということ、今、秦荘地区、愛知川地区にパイプライン事業化があります。その事業の予算は満額、今、乗ってるんですか。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 今の御質問でございますが、おおむね事業については進んでおりますので、事業としては乗ってるかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 持続可能なまちづくりで、せっかくモデル化のパイプライン事業が進んでいる、担当の話を聞いてると、予想より半分しか乗ってないよねと、これやったら7年かかるのが14年かかるよねというような話も私聞きました。西部地域にも大区画の整備事業もあります。何かというたら、農水省が言うてるポイントメニューを取りにいかなくては満額の予算が取れないという部分、高収益作物、野菜団地、スマート農業、もしくはそういう国が勧めてる事業、スマート農業なりそういう事業、高収益作物、野菜を作らんことには、満額の予算の取り合いになって取れないよと、そういうところが大切よというところが持続可能なまちづくりにつながる。それと、促進費という部分、地元負担がなくなるよと言うてたかても、今度、事業が延びれば延びるほど、5年間の公庫資金の借入れ、次またそれが5年間で起こらなかつたら必ず地元負担が増えてくるよという、だからそういうところをしっかりとまちづくりに入れていかなくてはならないというところを話をしてるのであって、しっかりとそういう事業プロジェクトを組んでいかんことには、このパイプライン事業かても何年かかるか分からない、予算取りできないよという、そういうプロジェクト

を組んでほしいというまちづくりの一環なんですけど、その辺のところの答弁をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 今回の事業の流れにつきましては、もちろん町の考え方で進めたいというところ辺もございしますが、あくまでもやっぱり国の事業を活用しているという部分もございしますので、そういった部分については国のほうにしっかりと要望なりしながら、農業の持続性とかそういったものも訴えながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。また最後のときに、またその話はさせてもらいます。

次の質問します。降ひょう被害に対する農業振興。

令和6年4月16日に発生した降ひょう被害に対する関係団体より要請が提出されており、農産物にも大きな自然災害です。小麦の穂が折れ、実が散乱し、収穫皆無状態、またリヤトリス、玉ねぎ等の農産物の被害も甚大です。降ひょう被害の状況と、農業を振興する立場で、災害に対しての農業振興についてお尋ねします。

また、被害状況の情報やこれからの方向性が生産者に届かない、連絡がほしい、5月になってから農家に収穫皆無に係る申告書の依頼があつて、この先どうしたらいいのか報告もない、農家の思い思いに判断してしまうと勘違いも起きる、しっかりとした情報が出てこない、発生してから災害状況をどのように把握し今日に至るのか、発生時からの方向性を時系列でお示してください。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 4月16日に発生した降ひょう被害については、さきの村西議員の御質問に答弁させていただいたところでございます。

経過について御説明いたします。降ひょうのあつた翌日4月17日に、特に麦の被害が顕著であることから、JAと連携し、町内全域の被害範囲の確認を実施しました。4月18日には、近畿農政局へ状況報告を行い、今後の補助金の勧め方について指導を依頼したところでございます。

4月22日、JA農業共済組合、県と今後の対応について協議を行い、被害範囲内の全ての麦作付けほ場について、詳細な被害状況の調査を決定しました。その後、4

月24日、4月25日に1回目の調査を実施しております。

また、4月25日に開催した農業組合長会議において現状の報告を行い、今後の対応について改めて報告する旨をお伝えしております。

5月1日、5月2日に第2回目の調査を実施し、被害範囲地域の調査を実施しております。

5月2日、被害範囲内で作付けを行っている麦の生産者、令和5年度に交付金が交付された野菜等の生産者及び町内全ての農業組合長に対し、収穫皆無となるほ場の情報提供について依頼いたしました。また、被害のあったほ場については、確認作業等が終えるまで農作物をすき込むことがないようお願いしているところでございます。

5月9日、近畿農政局主催の交付金の今後の対応についての説明会があり、関係機関と十分な確認が実施され、近畿農政局に収穫皆無である報告を行った作付けほ場については、収穫がされなくとも戦略作物助成及び畑作物の直接支払交付金の対象面積として扱う旨の回答及び今後の事務処理の進め方の説明があったところでございます。

5月14日に麦生産者から収穫皆無について回答が提出されたことを受け、営農計画書に記載された内容及び関係者と実施した現地調査結果との精査を開始いたしました。精査に伴い、5月17日、5月22日、5月28日に現地の再確認を実施いたしました。

また、被害のあった玉ねぎ、リアトリス等の露地野菜、花卉の被害についても、関係機関との協働による現地確認や転作確認の現地確認に合わせて実施しております。

以上の活動内容をもって一定の整理ができたため、5月31日に収穫皆無の回答を提出いただいた麦の生産者に対し、国への報告及び麦のすき込みの実施について通知を行ったところでございます。

今後は、近畿農政局において事務手続が行われるものでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ありがとうございます。麦の話は昨日、村西議員のほうからパネルを通じて、ああいう形の中で数量払いは払えないよと、取りあえず稲作経営対策の基本作物と2万円と3万5,000円というところ辺で5万5,000円か、その辺のところ辺で支払いますと。経営安定化対策の資料にもそういうふうにも書いてますし、そのような答えが返ってきたのかなと思ってます。

また、再生協議会の中で、近畿農政局の方々、私、議員として出させてもうたときに、そこまでは出ますけど、その上の数量支払いにつきましては、愛荘町の平均反収で出してもらえませんかというような意見もさせていただきました。ただ、そこは駄目ですというような形で答えが返ったところ。有村町長が会長であって、今、町長であって、ここで政治判断が欲しいなというのが私の思いであります。

一番収入保険があるよねというのがありますが、収入保険は数量払いのところ駄目なので、そこはしれてんのよね。米、麦、大豆、野菜等やった中で、平均の9割をとということで、そこに届かないんですね。全体を通すと。けど、それをもろてるようではお金が回らないから、何らかの形の中で収益を得てこんことには支払いができなくなる。何もしなかったらもらえるかもしれないけど、そんなことはできないというのが収入保険である部分で、その辺のところが一番、収入保険があるよねというのと、普通の保険とは違うというところを感じてほしい部分です。

いろいろと発生があつてから話があつたんですけど、一番残念なのは、だからどうするんやと、農業振興としてどうするんやと、麦が駄目やったら次に何で収益上げていくんやと、もっと早よからやったら飼料用米に転換したほうが上がるよとか、もっと早くやったらもうちょっと加工米にしたほうがええよねという情報が出されてない。行政として、再生協議会としての近畿農政局の報告と管理だけしかできてない、農業振興のために次何をしよう、どういうメニューがあるよということの農家に対しての発信がないというのが農林振興課としては寂しいという部分。その辺について、課のほうでどういうふうにお考えかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 今回のひょう被害については、今ほど小菅議員がおっしゃられたとおりのこともございました。麦の被害について、今回の場合につきましては、今後の対応についてというところ辺で、生産皆無の手続をする上での必要な期間があつたのかなというふうに思っております。振興の部分についてという部分での御質問もあつたかというふうにございますが、まずは麦の被害をどういうふうに対応していくかというところ辺で、原課のほうで再生協議会とともに協議をした中で進めさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。私の答えには返ってないねんね。今までの

経過報告をしてきたというだけで終わってる。だから何を、農林振興課として被害があったら、次何したほうが収益が上がるよということが欲しい。その総体的なことを町長に問わせてもらいますねけど、再生協議会の会長として、また町長として、この農業振興再生協議会の中での動き、またひょうに遭ったあの時系列の中で担当課が話された部分に対して、その部分、いかにこの農業振興していくか、どこで補償していくかという、これできてないということは振興ができてないということ、経過報告だけしてるということで、政治判断をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。小菅議員も4月の降ひょうということで、今日お問いを頂いております。農林振興の部分含めて、全体、今回、収入保険というところはありながらもということでおっしゃっていただいております。本当に農業で多面的な機能をということ、これはみんなで共有してる価値であり、それをお守りいただいているということへの本当に大変さということは共感をするものでございます。この農業ということ、先ほどから次の担い手ということの育成ということも本当にもどかしさをずっと感じてらっしゃるなというのは、重々拝聴しながら感じてはいるものでございます。

一方、そこを政治的に何かをというところのお気持ちも大変分かります。この部分に関しまして、どういう事柄ということができるのか、恐らく先ほどの議決するのはやっぱり農業を施行する人材ということに全部そこに行くんだというふうに思うんですけども、恐らく小菅議員含め、同士の皆様の中にも、その具体としてのこういうことで取り組んでいくなれば農業を志向してくれる人たち、また農業に携わる僕たちを励ます事柄というのが持続可能な形であるんだろうなというのが多分おありだとも思います。それが具体として、じゃあ新規就農をされる方にも、じゃあ毎年400万円です、500万円ですということを町単体でできるかということ、それもなかなか厳しい、ほかの産業等々ももちろんある中において、より農業はそこだということの共有、共感を町全体で持ちうるのであれば、そういうようなこともある一定の期間ということも構想はできるかもしれませんが、そういう点において持続可能な施策が何であるのかというところは改めて、恐らく小菅議員もいろいろ代表をお務めの中においてしていただいておりますので、それが施策においてどのようなことが可能であるのかというところは、いま一度またいろんな協議をさせていただきたいという

ふうに思うものでございます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 次の質問に行きます。西部地域の未整備、40年ほ場も整備もされず、道路、河川等、幅広く今日に至ってます。長年にわたり多くの整備事業が右岸道路、不飲川右岸、神郷彦根線、長野外周道路等、多くの公共事業が地域の農地へ、農地の基盤整備の推進に向けて地域が変わろうとしています。しかしながら、事業範囲にならないところが残されます。未整備に残る空間が出てきます。各自治会の要望、各事業化（普通河川）にとってどのような事業展開されているのか、3月議会にお聞きいたしました。

公共施設の管理や整備に当たるところは、各分類の用途、所管を設け、それぞれの所管課と主体性、関係等によって連携を図りながら事業を実施しております。従来、普通河川は自治体、河川愛護の作業によって除草作業、生活改善対策として改善により実施され、維持管理を努めております。自治会維持管理の難しい状況になっているところは、すぐに町での底打ち、道路施設の改修工事を行うのは困難であると答えがありました。

長年にわたり、西部地域だけで整備されず、一級河川、普通河川、農業用にも使われる用水路等が昔ながらの素掘りだけで存在するのか、川掃除とは言わず、川堀りという河川の護岸整備がされない、用水路にはU字フリュームが設置されない、行政からの事業化されず地域振興がないのが、まさにこのような地域があるのかお尋ねいたしますとお答えが続きます。

昨今の異常気象の線状降水帯や台風大雨や、水路の降水量を超える勢いで河川の上位が見られ、水害の懸念がある。このことから、町内の土砂を撤去し、水の流れの障害を雑木等を撤去し、浚渫する予算を要求し、次年度から計画的に実施していくよう考えておりますとお答えがありました。計画実施についてどうか、お尋ね申し上げます。2問お願いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） まず1点目の、用水路等が素掘りのままになっていたり、U字フリュームがないことについて御答弁申し上げます。

3月議会において、素掘りの水路について、すぐに町で河川の底打ちや水路設置などの改修工事を行うことは困難であると答弁しており、このことは議員も御理解いた

だいていと存じております。

今回、西部地域の河川及び農業用水路が素掘りのままで事業化されてこなかったのはなぜか、このような地域がほかにあるかの問いについてお答えいたします。

西部地域において、水路等の整備が事業化されなかった経緯としては、過去にはほ場整備事業が計画されたものの、採択申請までに断念せざるを得なかった出来事や歴史があると伺っております。

しかしながら、今後、河川や道路といった県事業のほかに、ほ場整備事業が進んでいきます。ほ場整備計画策定業務は令和6年度に2年目となり、新たに土地改良区の設置準備や換地素案計画の作成に着手し、令和7年度には採択申請、令和8年度には県営事業として事業着手の予定で進んでいきます。

このように、御指摘の課題解決に向け、一步ずつ着実に西部地域の環境整備に向けた事業進捗が図られていることと存じます。

また、同様の地域があるかにつきましては、過去においてほ場整備事業がされていない未整備地域においては、現在も素掘り水路のままとなっているところでございます。

次に、普通河川を順次浚渫するとのことであるが、実施計画について何うについて答弁申し上げます。

3月議会でも答弁いたしましたが、浚渫する河川や区間は災害リスクが懸念されるネックポイントの聞き取りを行い、優先的に実施しなければならない区間を抽出するなど、地元の皆様と連携を図りながら決定します。

施工時期は非出水期となりますので、それまでに河川や区間を検討し決定します。選定方法については、出水期に各河川について、流水機能が阻害され越水や溢水のリスクがないか、現地踏査を行います。

以上のことを踏まえ、地元の皆様のお声を聞きながら、現地踏査や河川の状況を十分捉え、優先順位を決め、順次、予算の範囲内で浚渫を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。次の質問へ行きます。

神郷彦根線の開通が予定どおり進むと、令和8年と聞いております。愛荘町地先の信号まで看板を立てて車の誘導をという答弁ももらっております。農地の基盤整備計

画が事業化される今、しっかりと道路計画がないと、住民の生活道路が奪われます。県の事業でなく、熱い地元、愛荘町が一生懸命アピールし、町の計画を入れないと進まないと思います。御意見をお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 先ほども答弁いたしました。西部地域ではほ場整備の実施に向け、着実に取り組んでいます。その中、道路整備におきましても、県道神郷彦根線は令和8年度に供用開始され、愛知川右岸道路である県道湖東彦根戦は令和7年度に工事着手と伺っています。町が事業主体の長野外周道路の整備も、2号線と3号線を早期に供用できるよう取り組んでいます。

しっかりとした道路計画がないと地元住民の生活道路が奪われるという懸念ですが、本年5月に開催された県市町連絡調整会議において、県道神郷彦根線の先線について、今後ルート検討や整備の実現に向けた取組などを進めていきたいと申し上げており、県からも賛同を頂いています。今後も彦根市とも連携や協議を重ねて取り組んでまいります。

また、愛荘町がしっかりとまちづくり計画をしないと進まないとの御指摘については、議員も御参加いただいている不飲川改修推進協議会に愛荘町も参画しております。本協議会では、毎年、不飲川放水路の事業進捗や今後の予定などの説明と併せ、西部地域で計画や実施する道路整備やほ場整備などの公共事業について、地元役員の皆様や県担当者、町で情報共有し、整合や連携を図りながら円滑な事業推進に向け取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。次の質問へ行きます。西部地域内で要望事項が事業化されていない、事業化しても至らない。なぜ進まないのか。一般財源、予算措置でなく総合的に事業化し、これだけ取り残されている事業整備の促進に向けての地域の振興整備プロジェクト構想を願う。町の西部地域のビジョンをお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 愛荘西部の地域づくり、特にインフラ等の整備については、

令和5年3月に策定いたしました愛荘町都市計画マスタープランにおいて定める地域づくり方針に基づき、地域の特性と課題を踏まえた土地利用とするため、県や町が事業主体として進めるほ場整備事業や道路、河川整備事業などを推進しているところでございます。

方針における土地利用については、農業施設の更新のほか、区画拡大による大型機械化やスマート農業へ対応できる農地の形成、集落地及び住宅地の調和に配慮し、その保全と農業振興を図ることとしています。

また、都市施設等として、道路では県道神郷彦根線と県道湖東彦根線、いわゆる愛知川右岸道路の整備を進めるほか、河川においては不飲川整備の早期完了に努めることとしております。

このように、西部地域の都市づくりは、このプランにおいて網羅的に位置づけております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。次の質問に行きます。公共施設の管理、整備に当たっては、各分野の用途にわたり所管課を設け、それぞれ所管課が主体となって関係機関等の連携を図りながら事業を実施しておりますと答弁もありました。所管課間の連携を図るのではなく、地域がこれだけ事業化が進み、地域内で事業化がなされないところ、地域振興事業として愛荘町西部地域振興整備室（仮称）を設け、事業の総合的に地域の振興の事業振興の要望をする。どうか前向きな答弁を望みます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 西部地域の事業を統括する町内組織の設置については、令和5年12月議会及び令和6年3月議会において議員から御提案がございました。

この御提案については、事業を担うそれぞれの担当課が専門的な知識や関連法令に基づき取り組むもので、所管する長期的な計画等を持ち寄り、有効な財源や地元の意見など情報を共有し、調整しつつ事業を進めていくことが肝要であると答弁をさせていただいたところです。

また、大規模な事業については町の政策推進会議に諮り、事業の方向性や影響、効果などを議論した上で、議会へ上程させていただく流れとなっております。

現在、西部地域におけるほ場や農業用水路、農道などの農業施設、道路、河川といったインフラ整備については、産業政策監のもと横断的に調整を図っており、新組織

ということではなく、実務に当たる職員の存在が必須という実効性の面からも、現下の体制において事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。実務の中でという現状の中でという答弁を頂きました。先ほどもパイプラインの話もさせてもらいました。同じ事業を農地の中で西部地域もやっていきます。そこで、やっぱりさっき話した中での話ですねけど、事業化するには満額の予算を取ってこんことには時間が延びる。促進費の農家負担が、促進費というのは農家の集積率、集約率の85%以上を取らんことには農家負担が増えるよという部分なんですけどねけど、そこ部分も、東部も西部も同じパイプラインの話、トレンド地域のパイプラインのモデル化の中であるんですけど、その事業が進まないよと。やっぱりプロジェクトを組んで、そこで人材育成して野菜を植えて、そういう国が勧めていることをやっていかんことには、この事業は短期間で済まさんことには負担がかかるよと、だからプロジェクトを組みなさいよと私は言うてるんです。ただ、ほ場整備の事業やさかいにほ場整備したらええのやということで流れてくると、いつまで経ってもしていかなあかんよ。短期間で終わって地元負担を進めるためには、これとこのメニューはこなしていかんことには早う事業獲得ができないよというところ辺をプロジェクトで組みなさいと、こういうことを言ってるんです。神郷彦根線も走ります。右岸道路も皆できてきます。公共事業でできてくるけど、いつまで経ってもほ場整備してんならんよと。予算が乗ってこんことには、国50%、県が25%、その25%の町が10%持つか持たないか、5%持ったら5%は地元が持たんならんし、促進費を取りに行く、集約、集積率を取りに行くためには、この促進費を取っていかんことには地元負担が増えてくる、その事業負担、公庫は5年経ったら利子が支払いが出てくると、そこにまた農家の負担が出てくるさかいにと、やっぱりそこはプロジェクトを組んで、ここは野菜を作らなあかん。東近江のほ場整備を聞きに行ったかても、高収益作物を作りなさいよというのが5年前から言われてることであって、プロジェクトで何かその国の言いよるスマート農業を勧めるんやったら、スマート農業を勧めること、野菜団地をつくるんやったら野菜団地で作ると、ほ場整備するだけじゃない、パイプラインをするだけじゃないのよというところ辺。それプラスせんことには、その部分の事業が進まない、進まない町に負担がかかってくるよというところがある。だから、ここにもブランドデザインありますけど、この事業を進めるために

はやっぱりそういうプロジェクトを作っていかなことには、そこにしっかりとしたひとづくり、まちづくり、しごとづくり。やっぱり自治会リーダー、団体リーダーをつくる。インフラ整備もまちづくりをつくってくる、仕事づくりで産業をつくるということ。無駄なくこの機会ですり抜かんとことには、持続可能なまちづくりができません。覚悟を持った形の中で地域も覚悟せなあかんし、行政も覚悟してやっっていかなあかんというところ辺をしっかりとやってもらいたいかなというところで、麦の話もありますけど、この麦も職務怠慢、次、終わったから何するんやというところやなしに、終わったから次の進行をどうしていこうというふうに考えていかなことには、経過報告されては困りますので、そういう点をしっかりと時間も大分過ぎてきました。時間超過になってますけど、しっかりと行政運営の中でやってもらいたいと思います。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） これで、小菅久宣君の一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時20分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。12番、竹中秀夫君。

竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。本日の一般質問、大きく2点をさせていただきます。

まずはじめに、湖東三山館あいしょうにおける今後の運営方針について。

まず、湖東三山館あいしょうにおける今後の運営方針についてお尋ねをいたします。令和6年4月19日の全員協議会において、中山道愛知川宿街道交流館及び湖東三山館あいしょうの現状について、商工観光課より報告があったところであります。

その中で、湖東三山館あいしょうに関しては、今年の3月まで愛荘町観光協会に指定管理をお願いしておられたが、4月以降は直営で運営、また観光情報発信については町職員による観光案内をするとお聞きをしております。

加えて、飲食や物販、指定管理者による毎月のイベントについては行わないとのことであります。4月以降、私も何度か施設を訪れましたが、本当に人が少なく、とても活気ある施設とは言い難い状況であります。

来年の2025年10月には、滋賀県で44年ぶりに国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会が開催され、県内には多くの来訪者が見込まれております。

特に愛荘町はアーチェリー競技会場となっており、3日間で約5,000人が想定されていることから、本町へ来られる多くの方は湖東三山インターチェンジを利用されることと思います。

全国各地から来られる方に対し、東の玄関口である当施設をこのような状態で本当に迎え入れていいのでしょうか。これからのまちづくりを考えたとき、以前のような活気ある施設に戻すことが何よりも先決であると考えます。

そこで何点か、商工観光課長にお尋ねをいたしたいと思います。

1、2025国スポ・障スポを見据え、この状態をいつまで続けるのかをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 令和7年度に開催の湖国の感動、未来へつなぐわたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025は、44年ぶりに滋賀県で開催されるスポーツイベントで、愛荘町ではアーチェリー競技が行われ、現在、町を挙げて盛り上げているところです。

現在の湖東三山館あいしょうについては、議員御指摘のとおり、町により直営で管理運営を行っていますが、飲食と物販は行っておりません。

スマートインターチェンジの出入口という場所で、町の東の玄関口であり、国スポ・障スポで愛荘町に来訪される方々についても、スマートインターチェンジを御利用されることと存じております。

現在の状況が長く続くことは好ましくないと考えており、今後、議員の皆様とも議論をさせていただきながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 4月から直営で運営されているが、当施設の運営方針や運営計画と乖離していないのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 湖東三山館あいしょうの設置及び管理について、必要な事項は湖東三山館あいしょう条例において定めています。

本条例の第4条には、三山館において以下に掲げる事業を行うものとして、地域情報及び広域観光情報の発信に関する事、地元特産品等物品の販売等に関する事、その他観光振興を目的とした事業に関する事の3つが規定されています。

現在、当館は、町が直営で運営しておりますが、2つ目の地元特産品等物品の販売等に関する事ができていない状況であり、若干の乖離が見受けられるところでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 従来の飲食、物販に対する今後の考え方をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 現在は、観光案内、ドッグラン、レンタサイクル、自動販売機設置など、一部の業務を町により直営しており、食事の提供と土産物などの販売については行っていない状況です。

また、スマートインターチェンジの出入口という場所で東の玄関口であるため、早期の有効利用が求められる場所と認識しております。

現在、議会の総務産業建設常任委員会においても調査研究をしていただいております。町しても議員の皆様と協議させていただきながら方向性を決めてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問をいたしたいと思います。今ほどの答弁によりますと、各議会ともお話し合いをしながら調査研究をしていただいておりますと、こういう答弁でありました。それは非常にいいことだと思っておりますけれども、ここで課長にお尋ねをいたします。課長が担当として今日まで、この4月以降、閉館といたしますのか、直営でやらなくてはならない部分はやっておるとしながらでも、私が先ほど申し上げましたように、次年度には国スポ・障スポですね。非常に愛荘町にとっては44年ぶりの競技になるというようなことで、果たしてあなたの考えておる方向性はどうか、1点目。また、この三山館について、近隣、ひいては南は東近江市、東近江市にはやがて8月からはコストコですか、お名前ちょっと間違えてたらこらえてくださ

い。これがオープンというようなことで、私も何回か、知り合いの関係もあり、あいつのマーガレットのほうにも理事長も心安くさせていただいておる関係上、寄せても頂き、また甲良町の道の駅にも寄せてもらっておる。そういう中で、非常に愛荘町の湖東三山については、はっきり言いますと、東近江市も非常に警戒心といいますのか、愛荘町が立派にやっていただくことによって、道の駅のマーガレット、あそこについても非常に愛荘町の三山館が再度開けることによって、非常に八日市としても、愛東町についても痛手を感じて、非常に国スポ・障スポにも向かって愛荘町がいかにか今後のやり方に注目をしておるといようなことも私は得てまいりました。

そういった中で、三山館が閉まるというのは、確かに来年立派なスポーツが見れるわけで、アーチェリーでありますけれども、障害者並びにスポーツが来るわけでありましてけれども、そういった中で、平生から湖東三山だけやなし、これは町長にもまた後ほど伺うと思っておりますけれども、まちづくりは町民皆さん方の望みでもあり、町は皆さんがこぞってやっていくといようなことは、御承知のとおりであろうかと思っております。

そういった中で、教育の面にしても、国スポなりいろんな立派な大会がこの愛荘町の当町で行われる。これは、小さなお子さんから大人までが何とかこのあいしょう館のところに注目を寄せておるといようなことが現況であると思っております。

そういった中で担当課長に再度お尋ねいたしますけれども、あなたが今日まで、4月以降、どのような近隣施設なり愛荘町にとってはプラスに向いていくのか、いろんな面を勉強されてきたかどちらかは美談として、そこらの点の答弁をもらいたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。何点か御質問があったと思いますが、まず方向性はどうかというようなところがございます。特に議員御心配いただいております来年の国スポ・障スポで、やはりあそこのスマートインターチェンジになりをお使いいただく方、日頃からあそこは交通量が多いわけでございますが、それに増してそういったイベントがあるといようなところで、そのときにああいった状況というのは寂しいといようなことであろうかと思っております。私も、そういったことに関しましては、やはりそういった44年ぶりの一大イベントといようなところがございますので、やはりそういったところでああ

いう状況は避けていきたいなというようなことで思っております。

それと、今までどういった施設をというようなところがございますが、もちろん甲良の施設であるとか東近江の施設のほうにも行かせていただけていて、特にその担当の方としゃべったというようなことではございませんが、そういったところは見させていただいているというような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 課長にちょっとお尋ねしておるのは、先ほどから近隣の施設並びにいろんなところへ課長も出向いて見てきたこともあり聞いてきたこともあろうかと思っております。そういう中で、ここで私が述べさせていただくのは、東近江市、これはもちろん三山館に関連がすることでありまして、東近江市はこの施設が、コストコですね、施設ができることによって、年間約300万人を見込んでおると。その中で、交通のルート、これは八日市のインターチェンジから出入りはするものの非常に混雑が予想されると。関西方面は八日市インターを利用されるとしながら、中部管内は愛荘町のインターチェンジを利用されると。このようなデータが出ております。先だっても、マーガレットのほうへお伺いいたしまして、あいしょうのインターチェンジを利用して八日市に向かうについては、あいしょう館がやる、やるというかオープンについて、特産品とかいろんな物販を考えたならば、非常にあいとうマーガレットも痛手を感じると。そのように、私は警戒というような言葉を使いましたが、そのような近隣地域も愛荘町にとって注目をしておるといようなことでもあります。特に多賀にもインターができる、甲良の道の駅もある、そういった中で非常に愛荘町にとっては来年度は特に町挙げてだけやなし、住民の皆さんが期待しておる立派な競技もできるわけであります。そういったところをまず先取りをするやないけれども、十分に今から、どのようなやり方が愛荘にとってまちづくりにつながるのか、このようなことを課長は、近隣はもちろんでありますけれども、地域の、先ほどからほかの答弁も聞いておりましたけれども、こういうことは考えていきますとか、こういうことはそのようなことやなし、もっと自信を持った答弁をしてもらいたい。それによって私は、議員各位もまちづくりについては厳しい注文もしておりますけれども、理解をするところは理解して、町挙げて私は一番東の玄関口ではなかろうかなと、このように思っておりますけれども、再度、課長の答弁を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。今ほどいろいろと御指摘を頂きました。まず、湖東三山館あいしょうにつきましても、やはり地域の方々でございますが、地域の方々が喜んでいただけるというようなところはもちろんでございますが、今ほど議員おっしゃるとおり、東近江市のほうに大規模の商業施設ができるというようなところで、中部圏からの方については湖東三山館あいしょうを下りてというようなところで、これ非常にたくさんの方がそこを通過されるというようなところで、通過というようなところだけでなく、そこに滞在していただけるというような仕組みをつくっていかねばいけないなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 次に、4月以降、現在に至るまでの利用状況、把握をされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 湖東三山館あいしょうは、レンタサイクルを除いては申請等が不要で、自由に施設を御利用いただけます。このことから、館全体の詳細な利用状況は把握できておりません。

しかし、建物内への入場者についてはカウンターが設置されていることから、おおよその来館者を把握することができ、今年4月からの2か月間で約2,000人の来館者がありました。

湖東三山スマートインターチェンジの出入口ということもあり、車両の出入りは比較的多く、トイレや自動販売機を御利用いただく方は少なくありません。

レンタサイクルについては、同じく4月からの2か月間で5台の利用があったところでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問をいたしたいと思います。今ほど、課長が申されたように、湖東三山館、あそこにももちろん2,000人からの来館者があったというようなことを申されました。これは私の考えとも若干の違いはあっても、それらしきものかなと。そこで課長にお尋ねします。課長が、三山館へ私は何回か寄せていただいておりますというような答弁でありました。あそこに車を止めてあんのは、トイレとかいろんな自動販売機、それは十分に理解します。しかし、それ以外に止めてある車、何台

いつも止まっておるんですか。ちょっとそれを一遍答えてもらいます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） お答えをいたします。

あそこを今利用されてる方でなくてというような駐車の仕事というような御質問であつたかなと思いますが、あそこで、これは想像でございますが、待ち合わせをされてあそこに車を置いてどこかにお出かけをされるというようなことがちょっと想像されるわけでございますが、ちょうど東側の端のほうの駐車区域におきまして、これも私が行ったときの状況でございますが、そのときでも3台ないし4台ぐらいは止まっていたようなことが見受けられたかなと思っております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再度質問をいたしたいと思えます。3台か4台、それ以上は止まっておるといふようなことは、私も何回か寄せてもらって、私の言わんとするところは、閉館でなくても、以前から指定管理でやっておったときから、5台、6台と無断といふか止まっておったといふようなことで、なぜ御存じのように、ここの駐車場、話はこっちへ飛びますけど、職員の駐車場、豪華な土地のところ止めて、月に500円の徴収をしてるのと違いますか。金額が間違つたらお許しを願いたいですが、あそこは待ち合わせして通勤をしてる方がおるといふことは私は突き止めて知っておりますけれども、あそこが駐車場、一時停車、あなたが言うように、トイレや自動販売機を利用される方だけの駐車ではありません。1日中止まっておるといふようなことでなっております。それも行政が止めなさいと許可でも出しておるんだつたらともかくとして、それも中身によりけりであります。そういった中で、課長に申しますのは、そういうようなやり方が果たしてあなたが湖東三山館担当として、今後先ほどから私が言うように、町挙げての立派な大会も迎えるのであります。もっと良かったな、愛荘へ行って良かったなといふようなことで聞こえてくるのであればともかくとして、それを目指さなくてはならないと思っております。それには、地元産なりいろんな物販にしても、いろんなやり方が私はあるかと思えます。それについても地域の方の、地域の方いふか、町の発展のためには、町の方々にとどのようやり方でやっていただく方向をつくっていくのかは別として、そこらのところを十分に考えていただきたいと。これは課長、もう日がありませんね。これ6月の議会済んだらもう次は9月や。来年、もう既に大枚な金使つて、秦荘のほうで立派な金を使

うて迎え入れようとしてる、その玄関口で特に立派な愛荘町という玄関口をつくらなくてはならないなど、このように思っておりますので、その点は私からの注文というか、提供として聞いていただきたいと思えます。

それでは次に、東部地域、特に湖東三山館あいしょうを含めた湖東三山インターチェンジ周辺の将来のまちづくり構想をお持ちなのかお尋ねをしておきます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 愛荘町都市計画マスタープランでは、湖東三山スマートインターチェンジ周辺は広域連携の拠点と位置付けられており、拠点連携型のまちづくりの形成を目指すこととしています。

また、東西方向のネットワーク機能の強化を図るため、東西の広域連携拠点をつなぐ新たな道路軸となる新都市軸を位置づけています。

東の広域連携拠点である湖東三山スマートインターチェンジ周辺は重要なエリアであるとの認識のもと、将来のまちづくりを考えていかなければならないと存じております。

さらに、愛荘町の東部エリアは、豊かな自然環境を保全し活用を図る自然環境ゾーンと位置づけていることから、前述させていただいたことを念頭に、湖東三山館あいしょうが地域の魅力向上に寄与するよう努め、自然を生かした観光振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） ありがとうございます。今ほどの答弁の中で、東の広域連携拠点である湖東三山スマートインターは重要なエリアと、課長はそのような答弁をされました。確かに重要なエリアであるし、重要な拠点でもあると、私も思っております。そういった中で、先ほどから何回も同じことの繰り返しになるけれども、特に民間であれ何であれ、特に行政として町民が注目しておるまちづくりについては、東の玄関口、これ特に旧の、旧という言い方はちょっとこらえてほしいんですけど、秦荘地域のもっともっと発展をするには、愛知川地域ももちろんでありますけれども、もっと考えていかななくてはならない場所であろうかと私は思っております。あのインターチェンジを核にしながらまちづくりを考える、私は構想も考えられるのではないかなと、このように思っております。来年、特に教育長さんも聞いていただきたいと思えますけれども、国スポ・障スポ、いろんな大事な大事な町挙げての、私は事業で

はないかなど、このように思っております。そういった中で、今後、もう時間が、次の質問もありますのでこれぐらいにしておきたいと思いますが、課長に再度、私が先ほどから申しましたとおり、近隣はもちろんのことですけれども、地域の発展には、今後あなたの気持ちとしてどのようなまちづくりの構想が、特に私は先ほどから言うように、湖東三山館並びにあのエリアのまちづくりについての構想も聞かせていただきたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。先ほどから議員のほう、いろいろと御指摘を頂きまして、今もまちづくりのというようなところで、インターチェンジ周辺が重要なエリアというようなところで認識をさせていただいておるところでございます。

それと、先ほどからおっしゃっていただいております近隣の市町にも大きな施設ができるというようなところ、国体があるというようなところ、たくさんの方々が愛荘町に御来訪をいただくというようなところでございますので、愛荘町に滞在を頂いて喜んでいただけるというようなことになればと思っております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほど課長が申されたとおり、十分なまちづくり、特に先ほどから申し上げるように、今後より一層、行政だけじゃなしに、議員はもちろんであります、私も交えてのもちろん議員の皆さん方のお気持ちも十分に聞き入れながら取り組んでいただきたいと。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。

次に、秦荘の庁舎東側職員駐車場における今後の方向性についてお尋ねします。

現在、秦荘東側駐車場については、数名の地権者から有償でお借りされ、約4,700平方メートルを職員駐車場に利用されていることは皆様御承知いただいているとおりであります。

私は、この駐車場に関しては、平成20年9月、12月の定例会で一般質問をしております。9月の一般質問では、当時の村西町長より、毎年の支出である210万円、今年度も当初予算に組み込まれているかと思っております。大変高価であることから、今後もこの状態を続けるのかどうか、効率的な方策を地権者と話し合いながら検討、協議をし

ていくとの御答弁いただきました。そのほか、1平方メートル当たり450円の積算根拠や農地転用の経過措置についてもお聞きしましたが、答弁が曖昧でありました。

12月の質問では、賃貸借契約が適宜見直しや協議ができているかについて御質問したところ、こちらについては私が納得できるような答弁がいただけなかったように記憶しております。

令和6年9月から、庁舎統合により、愛知川庁舎が本庁舎となることから、秦荘サービス室以外は全て愛知川庁舎に移動するとお聞きしております。そうなれば、秦荘支所の職員も大幅に減ることから、東側駐車場の必要性はなくなるのではないかと推察します。

そこで、何点か経営戦略課長にお伺いをいたします。

まず1点目、長い年月が経過したが、前段に指摘した農地の問題、契約内容の変更協議は今日までできているのか、単価の根拠を含めた事案はしっかりと改善しているのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

農地転用の手続につきましては、平成20年9月議会において、当時の副町長から遺漏なく行われていたと報告させていただいたところでございます。

また、地権者との賃貸借契約につきましては、平成6年に最初の契約を結び、10年単位で双方から申出がない場合は継続するとしており、現契約の借用期間は平成27年4月1日より令和7年3月31日までとなっております。

賃借料の算出方法につきましては、5年ごとに近隣の地価調査価格に基づき単価改定を行うとしており、現在の価格は令和2年度に改定し、令和6年度までの5年間の賃借料でございます。

今日までの主な契約内容に対する話合いとしましては、令和元年度に10年単位となっている賃貸借契約期間を5年に変更できないかと持ちかけましたが、合意には至らないという状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 分かりました。

2点目の、庁舎統合後において東側駐車場の利用はどうされる予定なのか、お尋ね

をしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 庁舎統合後におきましては秦荘庁舎が支所となり、職員数については極端に少なくなります。しかしながら、東側駐車場の利用としましては、職員駐車場利用以外に、秦荘中学校の授業参観や体育祭、また勤務をいただいております教職員の先生方の駐車場として利用しているところでございます。

また、ハーティーセンター秦荘の大ホールで開催されるコンサート等のイベント時には、施設前の駐車場では収容し切れず東側駐車場を利用させていただいており、庁舎統合後も同様に対応が必要な場合が予測されます。

こうした状況ではありますが、御承知のように、旧秦荘有線放送跡地が町に返還されたことにより、その土地を含めた駐車場の区画線を引き直すなどにより、駐車場台数がある程度増やしていける見込みもあります。現在の東側駐車場を縮小することも考慮に入れた検討が必要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問をいたしたいと思います。今ほどの答弁の中で、中学校やら父兄並びに参観のときの駐車場も非常に手狭で必要となってくる場合もあると、場合もあると、これは分かっております。そこであなたに、課長にお尋ねをいたします。以前から、秦荘中学校の東、旧の幼稚園、今は新しい幼稚園にもう5、6年になります。旧の幼稚園、あれもこの議場で、当時の町長の答弁では、すぐに解体をさせていただくのでこちらを認めていただきたいと議事録に載ってるんですよ。そこも早く解体してたら、何台車が止まるんですか。それから、今ほど言うた有線の跡地、有効するところは十分に有効するような作り方を、行政、あなた方らが答弁でも述べてきた違う方向性を、今ほどの答弁では駄目ですよ。私、はっきり言うときますけれども、そのような答弁で、議員だけやなしに町民を愚弄しては駄目ですよ。それが1点。

それから、今の返却されるこの件ですね。これについても十分な話し合いは10年前に、それから金額的についても5年に1度というようなことも言うておられます。これも今日まであなた方らが、幼稚園の跡地であれ、今現在、有線がついこの間でありますけれども、特に私は秦荘支所もろもろについても、いろんな今後の構想の中、やはり行政が考えた発想をもっと前に出してやっていっていただきたいと、このように

思っておりますが、それについての答弁を願います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

議員おっしゃりますように、旧の秦荘幼稚園の部分につきましては今現在もまだ建屋が残っております、その部分の今後の方向性等はまだ十分決めておらないという状況の中で、その部分が過去にもそういう答弁をされてるということが実行できていないという部分については、誠に申し訳ございません。その部分も含めて、今回の駐車場のところは検討していく部分ではないかなということは私どもも考えております。

そうした中で、今の秦荘の庁舎、今後の支所、またハーティーセンター秦荘中学校、一体的な部分での土地というか、町有地の部分の方向性という部分は、議員おっしゃられる計画性を持ってしっかりと考えていく必要があるということで進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問をいたしたいと思います。今ほど課長が言われたように、計画性を持って臨んでいきたいと、このように申されました。それは私は立派な答弁ではないかなと。これは何かと言うと、今の駐車場のその一体化だけやなし、町全体を見渡した中で、もっと考えていかななくてはならないという計画性も持って今後臨んでいただきたいと、このように思っております。

次に入ります。もう時間がありません。駐車場を継続利用されるお考えならば、その具体的な理由と必要性、経済的効果は。また今後、土地所有者へ返却する際、どのような状態で地権者へお返しするのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、駐車場を確保し続ける理由としましては、ハーティーセンターの大ホールでのコンサートをはじめ、演劇等の開催時の来客者用として、秦荘中学校での授業参観等の学校行事で来られる保護者用として、またラポール秦荘はつらつドーム周辺で行われる企業様の大規模イベント時に利用するなど、年数回とはいえ、駐車場がないと今日までの利用形態を見直さざるを得ない場合も出てくるのが予想されます。

また、御質問の経済効果につきましては、当該地は近くを県道13号彦根八日市甲

西線が通っており、秦荘地域の中心的な場所であり、様々な用途に適した土地でございます。民間の力により有効活用されることで、町の発展に期待が持てる場所でもあり、いつまでも行政の考えだけで縛っておくべき土地でもないと思っております。

返却に当たっては、東側駐車場に町が建てた公用車用駐車場の車庫等について、建物買取請求を行うのか、また建物を解体してお返しするのか、アスファルト部分につきましては舗装部分は現状維持か、それとも更地とするのかも含め、少しでも町のお金をかけることのないよう地権者様と話し合っていきたいと考えております。

議員が私のほうに御質問いただきました町の財政部局を管理している課長といたしまして、今後さらなる厳しい財政状況が予測されることを踏まえ、たとえ不便な点が出てくるがあっても、職員の知識やアイデアなどを用いて、現状維持主義から脱却し、住民の皆様が望む施策や事業を展開していけるよう、町の財布管理を徹底して取り組んでまいりたいと思っております。この件に関しまして、今後全身全霊で努めてまいり所存でございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） もう時間が過ぎました。誠に申し訳ありません。これ以上のことをもっともっと時間をかけたいと思っておりますけれども、もう時間の制限がありますので、またいずれかはしゃべられる機会を頂けるかなと思っておりますので、何回も申し上げますように、まちの財政並びにまちづくりを考えていただきながら今後にも努めていただきたいと、このように思っておりますので、一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） これで、12番、竹中秀夫君の一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を13時10分といたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号の上程、報告

○議長（森野 隆君） 日程第2 報告第5号 令和5年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 議案書の1ページをお願いをいたします。

報告第5号 令和5年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

具体的な報告につきましては、2ページをお願いをいたします。

一般会計でございます。上段からでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名が庁舎等リニューアル事業、翌年度に繰り越す額といたしましては1億6,559万7,000円でございます。その下、電算システム開発業務委託事業、金額が1,650万2,000円でございます。

次、3款民生費1項社会福祉費、ラポール秦荘空調設備改修工事設計事業、繰越額が423万8,000円、その下、2項児童福祉費、つくし保育園施設改修事業で193万1,000円。

4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業143万9,000円。

6款農林水産業費1項農業費、西部地域土地改良基本設計等策定事業2,186万2,000円。

8款土木費2項道路橋梁費でございます。町道愛知川栗田線道路改良事業愛知川工区で1億4,502万9,000円、その下、町道愛知川栗田線道路改良事業豊満工区で1,268万3,000円、町道名神国八線道路改良事業で2,712万5,000円、町道長野外周道路2号線ほか道路改良事業で2,531万5,000円、町道旧中山道線歩道整備事業で720万円、町道地京南野々目線道路改良設計事業で592万1,000円、町道橋梁維持修繕事業で3,300万円、道路排水施設改修設計委託業務愛知川地先で800万円。

10款教育費、1項教育総務費、学校教育施設改修事業で2億2,532万6,000円、合計7億116万8,000円の繰越額となっておりまして、右側の表につきましては財源の内訳となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（森野 隆君） これで報告第5号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第3 承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、議案書3ページ、よろしくお願ひします。承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月31日付で次のように専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただきます承認を求めるとでございます。

議案説明の資料のほうで御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。議案説明資料の1ページでございます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布をされ、令和6年4月1日から施行されたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

この改正条例の要旨でございますけれども、1ページの1番から5ページの26番まで記載をしております。それでは、主な改正点について御説明を申し上げます。

まず、2番、4番、5番につきましては、個人住民税、固定資産税等の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認められる場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するもので、これらの施行日はいずれも令和6年4月1日でございます。

次に、2ページからでございますけれども、7番から11番、それと3ページの19番から26番につきましては、令和6年度個人住民税の定額減税を実施するための規定でございます。定額による特別減税控除として、令和6年度分の個人住民税、所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施するための規定を追加するもので、これらの施行日も令和6年4月1日からでございます。

次に3ページの14番から18番につきましては、固定資産税の負担調整措置等を、現行から3年延長するための改正を行うものでございます。施行日につきましては、

令和6年4月1日でございます。

以上が、愛荘町税条例における主な改正点でございます。説明は以上とさせていただきます。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。2点について質疑を行います。まず1つは、第51条町民税の減免に関してですが、説明のとおり、個人住民税1人1万円の定額減税を実施するためですが、非常にちょっと資料を読んでいると煩雑と。住民税においても、また年金に係る所得において、またふるさと納税についても、こういう3つのパターンがあるというふうに資料で分かってるわけですが、結局これが事務処理が、結果としてこれを委託してそのデータを調整していただくのか、我が町でこの事務処理を行うのか、どうなんだろうというふうに考えるわけです。だから、その点について聞くことと、そして先ほどちょっと説明があったんですが、職権による減免を可能とするということなんですが、もう少し具体的にどういうことを指しているのか、この2点についてお伺いします。固定資産税についてもその職権による減免の可能と書いているんです。でも、実際、資料を読んでいると、住宅地であっても結局その商業地であっても負担調整、全面的に去年度で軽減してたりしている措置は、本則に戻してるということが書かれていたので、本則に戻してるなら、職権による減免をどういふときに可能とするのか、ちょっとその点での答弁を頂いておきます。

○議長（森野 隆君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） お答えいたします。

まず1点目の定額減税の処理についてですけれども、こちら定額減税につきましては、全て町のほうで住民税の計算のシステムの中でそれぞれ定額減税についての特別税額控除の額を算出して、その結果を納税通知書に反映するように処理をしているものでございます。

2点目の減免についてですけれども、こちら、51条の町民税の減免につきましても71条の固定資産税の減免につきましても、両方こちらは職権による減免が可能ということで、今回地方税法の改正が行われたそもそもの理由としましては、今年の能登半島地震の関係が関係しておりまして、災害時における減免を念頭に今回規定されたものということでございます。

最後の固定資産税の負担調整等についてですけれども、こちらは現在も負担調整措置というのが行われておりまして、土地の評価額の上げ幅と課税標準額の差が評価替えが3年に1度しかないということになりますので、その差が出てきたときに負担を調整して、実際の評価額と課税標準額を合わせるための措置ですので、そちらが3年間延長になるというものでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、反対討論、不承認を行います。

岸田首相が急に打ち出した定額減税の実施は、何よりも事務処理に混乱と不安をつくっているということです。同時に、必要のないシステム改修などを余儀なくさせていくということです。毎日必要な食料品の購入で以前の1.2倍、または1.5倍という物価高騰の悲鳴の声が寄せられています。賃上げも効果がないとつぶやかれているわけです。ですから、定額減税は一括にしてほしいと実感の籠った訴えも寄せられています。物価を下げる効果は消費税率を下げるが一番ですし、所得税の定額減税で地方交付税に影響することが指摘されています。国会での地方税法の審議では、地方財政審議会が地方財政について、従来と同様の対応を続けることは極めて困難としていることが紹介されました。地方自治体が社会保障費の増加分を給与関係経費で吸収してきた結果、地方公務員は増員されず、非正規職員への置き換えが進められたとして、地方の一般財源総額を前年と同一の水準に抑制する骨太の方針のルールから逸脱し、地方交付税の法定率引上げを真剣に検討すべきだとの指摘がされています。

我が町でも職員定数の未達が続いていることによる職員の業務負担が増え、ミスも生まれています。選挙目当ての定額減税で町は大変、町民は減税感を享受できない愚策であると冷静に受け止めています。消費税等の引下げは、何よりも物価高騰を抑制する対策であり、また、まさに減税感を味わえるというものです。こうしたことを強

調して、この定額減税を含むこの専決処分に対して不承認を行います。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 承認第 1 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正が行われるもので、その中でも令和 6 年度個人住民税の定額減税を実施するための規定の新設や、固定資産税における評価替えに際し、宅地や農地に関する特例の 3 年間の延長など、納税者の立場に立った改正内容となっています。また、その他の部分についても、いずれも税務行政を全国一律に推進するために不可欠な改正であり、今回の愛荘町税条例の一部改正に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、改正趣旨に御理解いただき御賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより承認第 1 号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、承認第 1 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第 4 承認第 2 号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 議案 16 ページをお願いをいたします。

承認第 2 号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承

認を求めることについて御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月31日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、議案説明資料のほうで御説明をさせていただきます。34ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額並びに5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことにより、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、第2条課税額におきまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について、現行22万円から24万円に2万円引上げ、第21条国民健康保険税の減額におきましては、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずべき金額を現行の29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずべき金額を現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

本改正の施行日は、いずれも令和6年4月1日でございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。軽減について、軽減のその計算式において、一人当たりの額を引き上げることについてはいいわけですが、しかし詳しくこの資料等を見ても、本当に軽減対象者が本当に多いというこの実態。この実態と税の在り方といいますか、こうした軽減措置を講じてもどうなのか、1つは。どうなのかというのは、軽減措置を講じても結果としては国民健康保険事業の事業そのものが成り立たっていかないということを示しているんじゃないのかと。結局は軽減することになっては財源確保が要るし、その財源確保のこの軽減の部分において国の措置費は全額入ってくるのかどうか。この点について確認をしておきます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 御質問ありがとうございます。直接的に確認はできておりませんが、特別会計、国のほうから、また県のほうからも、普通交付金なり県2号なりでお金が入ってまいります。その中で、当然、加味されてくる場合があるかなというふうに思いますが、医療状況でございますので、その医療費がそんなにかかったかというのがありますので、あまり明確にこの分がプラスになるということは、今の段階では言い切れないかなというふうに思います。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 法定繰入がある、国保会計のほうに。法定繰入の中に含まれているはずだと、でなければ、要するに国の地方税法の改正に伴って、要するに減免額を底上げをしてるわけで、その分は当然、ただ私が言いたいのは町の負担分やらもどうなのかというのは詳細が知りたかったんです。交付金は入っています。財政の関係もあるだろうし、全部が担当が掌握し切れるかいうたらちょっと疑問かもわかりませんが、交付金は入っていると思います。私の説明をして、何が何だろう。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、承認しないことを表明します。本町の国民健康保険加入世帯は令和4年度決算を基にすると、全世帯の26%の2,235世帯です。そのうち2割軽減と5割軽減の対象世帯は約26%の586世帯です。7割軽減を合わせると50%の世帯が軽減措置です。国民生活が深刻なもとで、税制改正に求められるのは個人住民税の課税最低限の引上げ、そして税の軽減基準額の引上げです。国保税の課税制度には、人头割とも言うべき均等割が課せられていることで、低所得者には重い税となっているのです。ここに他の医療保険制度とに根本的な違いがあります。岸田首相が打ち出した子ども・子育て支援の財源確保は、社会保険料などの引上げです。大企業と富裕層への減税に加えて、軍事費を聖域にしている岸田政権を変えれば、国保税の応益割を排出する財源は作り出せます。もう一つは、国保事業の県統一化で、本町の独自対策ができないことです。国民健康

保険制度の見直しを求める立場から、不承認を表明します。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 承認第 2 号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額並びに 5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されるもので、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げは、高所得者世帯への応能負担の拡大と、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げることについては、低所得世帯に対しての救済措置の拡大等になることができます。

以上のことから、私は今回の国民健康保険税条例の改正について賛成するものです。

議員各位におかれましても、改正趣旨に御理解いただき賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより承認第 2 号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、承認第 2 号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑

○議長（森野 隆君） 日程第 5 議案第 35 号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） それでは、議案書18ページをお願いいたします。

議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、説明につきましては、別冊議案説明資料38ページを御覧ください。

改正の理由でございますが、本町の消防団員数は年々減少し、条例定数142名に対し、実員110名、充足率77%となっています。消防団は地域の消防、防災体制の中核であり、消防団等充実強化法等を踏まえ、消防団体の確保、地域防災力の強化に向けて、機能別消防団員を導入するものでございます。

次に、改正する要旨でございますが、機能別団員には消防団員の減少、地域の防災力低下を抑制するため、消防団を経験されたOBに入団していただき、団員数の確保、大規模災害、日中の火災等に備えた消防力を維持、強化し、地域防災のより一層の充実を図ることを目的として条例の改正を行うものでございます。

機能別消防団員の入団資格、任務、階級、年額報酬等については記載のとおりでございます。

条例の施行期日は交付の日からとなっております。

39ページについては、新旧対照表でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。本町の説明でいくと、消防団を経験されたOBに入団していただき、機能別に団員を構成していきたいということにつながるんですけども、国会では能登半島地震を中心にしてこの機能別団員の審議がされてきました。それで、改めてそういう国会論戦等も含めて、総務委員会だったかな、総務大臣の答弁等々も含めて、本町では改めてどういう考え方、単に私は、消防団を経験されたOBに入団していただき、というような限定的な発想ではとても違うんじゃないかと思ってるんです。ですから、国会の審議も踏まえて、本町ではどういう機能別団員をつくっていかうとされているのか、改めてお伺いしておきます。

もう1点は、本当に一般質問でも出ていたんですが、地域コミュニティやらをどう醸成していくかいうのと、こういう問題は連動していつてると思うんです。この点で

も、どういうふうな審議を今後、機能別団員をつくっていく上で、地域コミュニティの醸成をどういうふうに審議して考えていこうというふうにされてるのか、私はそこを抜きにしてあまりこういう議論をしても意味がないだろうとちょっと思うてんです。そういう点での考え方を聞かせていただきたいなというふうに思います。

担当課が答えられる部分と、町長が答えなければならない部分とあるのではないかとこのように思います。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 御質問いただきました。ありがとうございます。能登半島地震での消防団の地域での活動も目覚ましくということで、かねてからお話も頂いておりました。私どもの消防団条例、今回の改正に基づきますこの機能別団員の導入に関しましてはOB団員ということでしておりますが、これは単に限定列挙ということでやってるわけではなく、本来の消防庁が提唱しています機能別団員は消防団活動の強化のために設けられた制度でございます。御説明で中には入っておりませんでしたけども、例えばですけども、予防団員、広報団員として、広報活動のみに特定して活動する団員、またバイク隊、ドローン隊など、様々な機能別団員が全国にはございます。今回、今般の消防団の定数の不足というところで、その団員の確保、また消防力の増強というところで大きな課題がございましたので、今回に関してはOBの方に入団を頂くという方法で、団員数の確保、そして求められている大規模災害、日中の火災等に備えるということを強化する目的がございます。今のこの機能別団員の導入のその後には、そうした様々な災害に係る消防団の強化というところで議論も出てくるかと思っておりますけども、今回に関してはその展望の中の一部ということで、OB団員の導入を先駆けてやりたいということでございます。

また、もう一つ、地域コミュニティと切り離せない課題であるということもございます。消防団活動はもとより、町の消防団は自警団員の団長にも加入いただきまして消防団を構成しております。この消防団は、地域とのつながりというのは必要不可欠なものでございます。当然ながら、地域の自警団、そして自警団が組織されないところでも自主防災組織、こうした活動を抜きにしては消防団は語れません。そうしたつながりというところも、消防団はもとより持っております。そうした消防団の中で、地域に消防力を更に広げるためにこのOBの方にも入団いただきますが、また消防活動に長らく従事された方については、この消防団長のその推薦によりまして、この機

能別団員も含めていくということも可能でございます。今回は消防団というところでのクローズアップになりましたけども、地域コミュニティ、これの強化ということは決して切り離せないものであると認識しております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。この消防団の一部改正する条例は、総務産業建設常任委員会に付託されてるんじゃないの。これからの審議になるの。質疑はせなあきませんの。採決は後ですね。

○議長（森野 隆君） まだこれからや。ほかにございませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） それではお諮りします。

愛荘町議会会議規則第39条の第1項の規定により、議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第6 議案第36号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。1ページでございます。

議案第36号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,131万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億6,3

89万2,000円とするものでございます。2款、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

まず上段からございまして、14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が2億740万1,000円の追加。その下、3項委託金65万3,000円の追加。

15款県支出金2項県補助金235万4,000円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金2,624万3,000円の追加。

20款諸収入5項雑入で3,466万2,000円の追加。

歳入合計といたしまして、2億7,131万3,000円の追加となっております。

続きまして3ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

上段からでございます。2款総務費1項総務管理費、補正予算額が821万6,000円の追加。2項徴税费1億1,166万5,000円の追加。

3款衛生費1項社会福祉費8,816万4,000円の追加。2項児童福祉費886万3,000円の追加。

続いて4款衛生費1項保健衛生費4,560万2,000円の追加。

6款農林水産業費1項農業費316万8,000円の追加。

8款土木費1項土木管理費110万円の追加。

9款消防費1項消防費3万6,000円の追加。

10款教育費でございます。1項教育総務費222万3,000円の追加。2項小学校費10万円の追加。4項幼稚園費32万円の追加。5項社会教育費28万9,000円の追加。6項保健体育費156万7,000円の追加でございます。

歳入歳出とも合計でございますけれども、補正前予算額が110万9,257万9,000円に対しまして、補正予算額が2億7,131万3,000円、補正後の金額といたしまして113億6,389万2,000円となっております。

あと、13ページから15ページまでですけれども、ここらの部分につきましては、給与費明細書となっております。

以上、御説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。まず、マイナンバーカードについて、現状の到達といいますか、答弁を頂きたいと。現状というのは、まず当然、本町におけるマイナンバーカードの普及率ですわね。そして、実際問題、手のひらに、町にも情報が入ってくるのかどうかは分かりませんが、マイナンバーカードの利用状況、保持者の利用状況、この点についてどのような到達になっているのかを確認します。

そして、歳出に関して、このシステム改修、言葉としては電算システム開発業務委託料という項で341万円計上されています。開発業務ですので、一体その国の財源内訳を見ると、国県支出金が163万3,000円入っているという中でありますので、開発業務委託料ということで、どんな開発業務なのかをお聞きします。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） マイナンバーカードの交付率につきましては、約75%ほどという形となっております。利用率というのは、コンビニ交付とかそういったものになるということですよね。それかマイナ保険証のことなのか、どちらかちょっと分からなかったんですけど、コンビニ交付につきましては全体の約40%ほど、窓口での、税の情報は分かりませんが、コンビニ交付、住民課で発行しているものの約4割ほどが、今ちょっと決算いただいているんですけど、そちらのほうで約4割ぐらいが出てるかなということで、今、試算をしているところです。昨年度のデータということと、あとシステムの改修につきましては、6町クラウドの形にこちらのほうはなります。こちらのほうは、マイナンバーカードというより戸籍のシステムの改修が主になっておりまして、戸籍が今現在ふりがなが振られていませんので、そちらのほうの改修の国の補助金を頂いた上で、クラウドのほうで改修をするという形になっております。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 失礼します。今のシステム改修のちょっと補足のほうをさせていただきます。まず委託料で歳出のほうで341万円の部分、これにつきましては2つございまして、1つは今の戸籍の情報システムに係る、かなの関係の通知文を出す関係の出力機能に係るデータ抽出機能ということで、今の説明のあったとおりでございます。

あともう一つですけれども、人事給与システムの改修についてもこの中に入っております。これにつきましては、本来ですと正規職員の給与につきましては人事院の勧告があった年度に差額で支給をするんですけれども、会計年度任用職員につきましては翌年度に清算をしているというか、改正があった後の翌年度に給与に反映をさせていただきました。そやけども、国のほうから通知がございまして、正規職員と同じように同年度で清算するというか、差額で支給するよということになりましたので、令和6年度からそのような体制を取らせていただくのにシステム改修をさせていただく費用ということになってございます。

内訳ですけれども、前段の戸籍の部分につきましては163万3,000円ということで、先ほどちょっとありましたその歳入のほうで、戸籍システムの改修により計上するものの補助金10分の10ということが挙がっておりますけれども、説明資料の中で、これに該当するということになってございまして、給与システムの177万7,000円分につきましては、これ単独ということになってございます。

以上の説明とさせていただきます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） マイナンバーカード関係でのそのシステム改修というのではないという確認になるわけですね。結果として、単にシステム化、なぜこんなことを聞くか言うたら、税番号制度、システム整備費補助金と書いて、いろんなものが入っているかもしれないけども、163万3,000円を国から補助金が出ているわけ、違うのか。あなた方の説明資料なので、私が書いてるわけやないので、だから今話聞いてると、どこに税番号制度の関係が出てくるのか。ただ説明で、そういうものはそういうふうにして書かざるを得ないのか、その点の確認をします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 今の社会保障税番号制度システム整備費補助金という部分が、今の戸籍情報システムの改修に当たりますので、マイナンバー制度導入に係るものということになってございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 要するに、今のこの改修が戸籍においても番号制度に関わるという言い方やね。じゃあ、もう少し、説明でいくと分かりにくいので、ひもづけ

をしていくということで理解でいいということですね。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 最終的には全て戸籍にふりがなを振るというのと、附票にもふりがなを振るということと、今おっしゃっていましたがマイナンバーカード、今はふりがなを振ってないんですけれども、それにも振るという形なので、国がふりがなを振っていくということで制度改正されていますので、それに準じてやっていく補助金という形になります。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第36号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）について反対を行います。

まずはじめに、システム改修が計上されるごとにマイナンバーカードの普及が進められていることに警鐘をまず唱えます。科学の発展は国民生活を豊かにするものでなければなりません。しかし、マイナンバーカードの普及促進によって、本人になりすまし、乗っ取りの被害が出ているのも現実です。担当大臣も根本的な見直し、改善を言わざるを得なくなっています。このことから、利用率はおおよそ4%とも言われる到達です。国民は不安を抱きながら保持しているなど推察をしています。

このことから、マイナンバーカードの普及は中止すべきだと訴えます。

第2号補正予算は物価高騰対策支援金など、町民生活支援、そして公共施設の保全対策が盛り込まれている補正予算であることは評価します。一方、DXの推進業務は、職員の業務の軽減に寄与していないと考察します。その要因は、職員不足と会計年度任用職員制度だと思慮しています。国が勧めるDX推進、そしてマイナンバーカードの普及は、大企業の新たな利益中心主義の事業展開であること、このことを私たちは目を背けるわけにはいきません。ですから、この点を指摘して反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第36号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第7 議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の16ページをお開きください。

令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,349万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

以上の議案を提出いたします。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について御説明させていただきます。

17ページをお開きください。

歳入の部でございます。4款国庫支出金2項国庫補助金532万9,000円の追加。
7款県支出金2項県補助金32万9,000円の追加。

10款繰入金1項他会計繰入金1万1,000円の追加。

歳入合計補正前予算額19億5,782万7,000円、補正予算額566万9,000円、補正後予算額19億6,349万6,000円でございます。

次のページ、18ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費566万9,000円の追加。

歳出合計、補正前予算額15億5,782万7,000円、補正予算額566万9,000円、補正後予算額19億6,349万6,000円でございます。

19ページから22ページは事項別明細書となっております。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について反対します。

補正第1号は、マイナンバーカードと保険証の一体化を進めるものであり、マイナンバー保険証の利用は極めて低いのが現状です。一般会計補正予算の討論でも訴えたように、町民は不安を払拭することができないで、利用促進に誘導されていることは極めて遺憾です。しかも、この誘導は、貯金とそうした資産ともひもづけをさせていく、医療負担の現状をそうしたところから実態把握をしていく、本当に極めて遺憾であるということを、この面からも強く主張しなければなりません。こうしたことから、日本共産党は一貫して保険証の廃止を求めています。この立場から、補正第1号に反対を表明します。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の賛成討論を行います。

私は、議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に賛成する立場から討論を行います。

国保制度は平成30年4月から滋賀県が財政運営の主体となり、安定的で効率的な運営に取り組み、中心的な役割を担っています。また、滋賀県では令和9年度を目標

に保険料（税）の統一により医療費を市町で支え合うことで、被保険者が同じサービスを同じ保険料（税）負担で受けることができるよう、持続可能な国保運営を目指しています。

今回の補正予算については、今年1月から制度化された産前産後期間の減額制度開始に伴う課税状況調査に対応するためのシステム改修及び今年12月に被保険者証の発行が廃止となることに伴うマイナンバーカードの健康保険証の一体化対応、また被保険者に送付する被保険者証の台紙にマイナンバー下4桁を印字するためのシステム改修などを行うためのものであります。これらの業務は新たな社会保険制度に順応するためのものであることから、本予算の認定について賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき、本補正予算の承認に御賛同をお願いして討論を終わります。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第8 議案第38号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の23ページをお開きください。

議案第38号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万

3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,034万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

以上の議案を提出いたします。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について説明させていただきます。

24ページをお開きください。

歳入の部でございます。3款国庫支出金2項国庫補助金116万6,000円の追加。8款繰入金1項一般会計繰入金116万7,000円の追加。

歳入合計、補正前予算額15億8,801万2,000円、補正予算額233万3,000円、補正後予算額16億9,034万5,000円でございます。

次のページ、25ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費233万円の追加。

歳出合計、補正前予算額15億8,801万2,000円、補正予算額233万3,000円、補正後予算額15億9,034万5,000円でございます。

26ページから29ページは事項別明細書となっております。

以上、介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この補正第1号に計上されている、記載されているシステム改修はどのような改修なのかを聞いておきます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。今回のシステム改修につきましては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の居住費につきまして、令和6年の8月から60円引き上げるということで、それに伴いますシステムのマスターの改修ということになっております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第38号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） 本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、6月12日から6月19日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、6月12日から6月19日まで休会することに決定しました。

また、議会運営委員会を6月19日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしくお願いいたします。

再開は6月20日午前9時から本会議ですので、よろしくお願いいたします。この後、14時40分から議員のみの全員協議会を第4会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午後2時20分